

平成 30 年度「証券ゼミナール大会」

5

第3テーマ

10 「日本における金融リテラシーの
あり方について」

15

20

大阪学院大学
有馬ゼミナール

目 次

	はじめに	p. 2
	第 1 節 金融リテラシー教育の目的・目標	
5	1、金融リテラシーと金融ケイパビリティ	P. 2
	2、金融リテラシー教育の目的・目標	P. 7
	3、金融教育基本コンセプトの 3 段階	p. 11
	第 2 節 金融リテラシー教育が重視されるようになった背景	
	1、米国の「貯蓄から投資」推進のための「郵政民営化」要求	P. 12
10	2、2008 年 9 月のリーマンショックによる影響	P. 16
	3、年金支給額の抑制を補う老後資金確保の必要性	P. 16
	4、特殊詐欺に遭わないための金融教育の必要性の高まり	P. 18
	第 3 節 日本における「金融リテラシー教育」の現状と課題	
	1、はじめに	p. 21
15	2、日本の金融教育の現状と問題点	P. 21
	3、日本の金融教育の現状についての「金融経済教育を推進する研究会」アンケート調査	P. 24
	4、金融教育の取り組みの問題点と必要性	P. 28
	第 4 節 日本の各段階での金融教育の内容と範囲	
20	1、各段階における金融リテラシーの分野別・年齢階層別マップ	P. 29
	2、小中高大段階における金融教育の取り組みの留意点	P. 31
	3、金融教育のあるべき姿および各セクターの関係	P. 33
	4、金融教育・証券知識の普及活動	P. 35
	第 5 節 欧米諸国の金融リテラシー教育の目的・目標とその実態	
25	1、はじめに	p. 40
	2、アメリカの金融教育について	p. 40
	3、イギリスの金融教育について	p. 43
	終わりに	p. 45
	【参考文献】	p. 46

はじめに

少子高齢化に伴う公的年金制度の抑制により、老後を安心して暮らすことができるための「必要金融資産額」も従来以上に増大している。今までのように現金・預金に預けておけば安心の時代ではなくなっている。金融リテラシーによりリスクを最小限にしながら、「リスク資産」に投資をせざるを得なくなっている。また、せっかく貯蓄した金融資産を特殊詐欺により、奪われてしまう人も枚挙にいとまがない。金融知識や犯罪に遭った時の対処方法を含めた金融リテラシーを知っておけば、特殊詐欺から自己防衛をすることが可能となったり、被害額を最小限に抑えることができる場合も多くなっている。また金融リテラシーを基礎に主体的に行動する消費者が時代の要請でもある。

その意味でも日本における金融リテラシーを普及させるための方策を考察するのは、非常に意義深いと考えられる。

15 第1節 金融リテラシー教育の目的・目標

1、金融リテラシーと金融ケイパビリティ

(1)金融リテラシーとは

リテラシー(literacy)とは英語の意味からいえば、「読み書きできる能力(必要最低限の能力)、また与えられた材料から、必要な情報を引き出し、活用する能力」を意味している。つまり、金融リテラシーとは、「お金についての読み書きのような最低限の知識をしっかりと身につけることや、お金との付き合い方について正しく適切に判断する力」といえるのではないだろうか。

金融リテラシーの定義としては、OECD（経済協力開発機構）では「金融に関する適切で健全な意思決定を行い、金融面での個人の良い暮ら(Well-being)を達成するために必要な、金融に関する意識・知識・スキル・態度及び行動の総体」(OECD,“RECOMMENDATION ON PRINCIPLES AND GOOD PRACTICES FOR FINANCIAL EDUCATION AND AWARENESS”,2005.)としている。

また政府広報オンラインでは「私たちがしっかりと生活基盤をもって生活していくためには、お金を上手に管理したり、注意深く使ったりすることが重要です。そのためには、お金について十分な知識をもち、お金との付き合い

方について適切に判断する力が必要です。このようなお金にかかわる、金融や経済に関する知識や判断力のことを「金融リテラシー」と言います」（暮らしに役立つ情報 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201404/1.html>）と述べている。

5

（２）金融リテラシー教育（金融経済教育）の重要性の高まり

日本においても世界の金融自由化・規制緩和の流れを受けて、1986年から「フリー・フェア・グローバル」の3原則を掲げた「日本版金融ビッグバン（金融制度の抜本改革）」がスタートした。すなわち「2001年までに東京をロンドン、
10 ニューヨーク並みの市場に」をスローガンに、銀行、証券、保険会社の業務を厳しくコントロールしていた規制を、緩和・撤廃し、国内金融機関の国際競争力向上を目指した。

制度面においては、1998年4月の外国為替取引の自由化を皮切りに、同金融持株会社設立解禁、1999年10月からは株式委託手数料の完全自由化を実施した。
15 また連結会計・納税制度導入、保険と銀行・証券会社の子会社方式による相互参入も完了した。そして2007年12月の銀行窓口での保険販売全面解禁をもって、当初想定した金融規制のほとんどを緩和・撤廃されることとなった。

金融自由化の流れの中で、2000年代初頭には、消費者にとって金融商品の選択の幅が増大してきた。しかし元本保証の無いリスク商品も増大し、運用結果
20 によっては「損失を自己で負担しなければいけない自己責任」が求められるようになった。

このような状況のなかで、金融商品販売法や金融商品取引法など新たな消費者保護のルールが）制定された。それとともに「金融リテラシー教育（金融経済教育）」も、「従来の貯蓄一辺倒ではなく投資商品選択も含めた総合的なものに変更する必要がある」と強調されるようになり、「貯蓄から投資へ」が大
25 きく唱えられるようになってきた。そして日本銀行に事務局がある「金融広報中央委員会」は、戦後1947年に「貯蓄増強中央委員会」としてスタートし、高度成長期はこの名称で推移した。そして2001年に貯蓄だけでなく投資も受け入れるという意味で「金融広報中央委員会」に名称変更された。

30

(3) 金融ケイパビリティとは

「ケイパビリティ (capability) とは一般的な英語の意味で、才能や能力と言う意味である。「ケイパビリティ概念そのもののルーツは、アマルティア・センにある」とされる(伊藤宏一「金融リテラシーから金融ケイパビリティへ」

5 (『FPジャーナル』2011年11月号 日本FP協会)。

① 金融リテラシーと金融ケイパビリティ

伊藤宏一千葉商科大学大学院教授によると「金融教育推進の基礎概念として『金融リテラシー』が広がったが、それは金融知識獲得に焦点を据えていた。

10 現在、国際的に使用されている『金融リテラシー』並びに『金融ケイパビリティ』は、金融行動に焦点を据えた内容となっており、また特に英国で使用されている『金融ケイパビリティ』は、金融行動と同時に社会的視野と責任ある金融行動を志向している。他方我が国では、消費者教育に「消費者市民」概念が取り入れられた。現段階で国際的動向に対応し金融教育を推進するためには、基礎概念を整理し、『消費者市民による金融ケイパビリティに基づく社会性ある金融行動』とすることが必要である(伊藤宏一、「金融ケイパビリティの地平—『金融知識』から『消費者市民としての金融行』へ—『ファイナンシャル・プランニング研究』2012年 No. 12、p. 39、jasfp.jp/img/file53.pdf」2018年10月2日アクセス)と「金融ケイパビリティ」の重要性を指摘している。

② 英国における「金融ケイパビリティ」

20 伊藤教授によれば「英国で1997年に誕生したブレア政権により、金融サービス庁(FSA)が設立された。FSAは翌1998年11月に『「金融サービスに関する公衆の理解促進；消費者教育のための戦略」を公表し、1999年に『金融リテラシー教育』と『消費者への情報提供及び助』の2つを柱とする「消費者教育プログラム」(FSA, 1999)が策定された。ここで、『金融リテラシー』とは『情報に基づく判断を行い、資金の活用及び管理に関して効率的な意思決定を行う能力』であり、『金融リテラシー教育とは、金融サービスについて質問でき情報を持った消費者になり、自分のファイナンスを効果的に管理するために必要な知識・理解・スキルの土台を個人に付与する教育』であるとする。このイギリス的金融リテラシー概念は、既に金融知識ばかりでなく金融行動の次元も含むものであったことが重要である』(伊藤宏一「金融ケイパビリティの地平—

30

『金融知識』から『消費者市民としての金融行』へ」 pp. 41－42」とする。

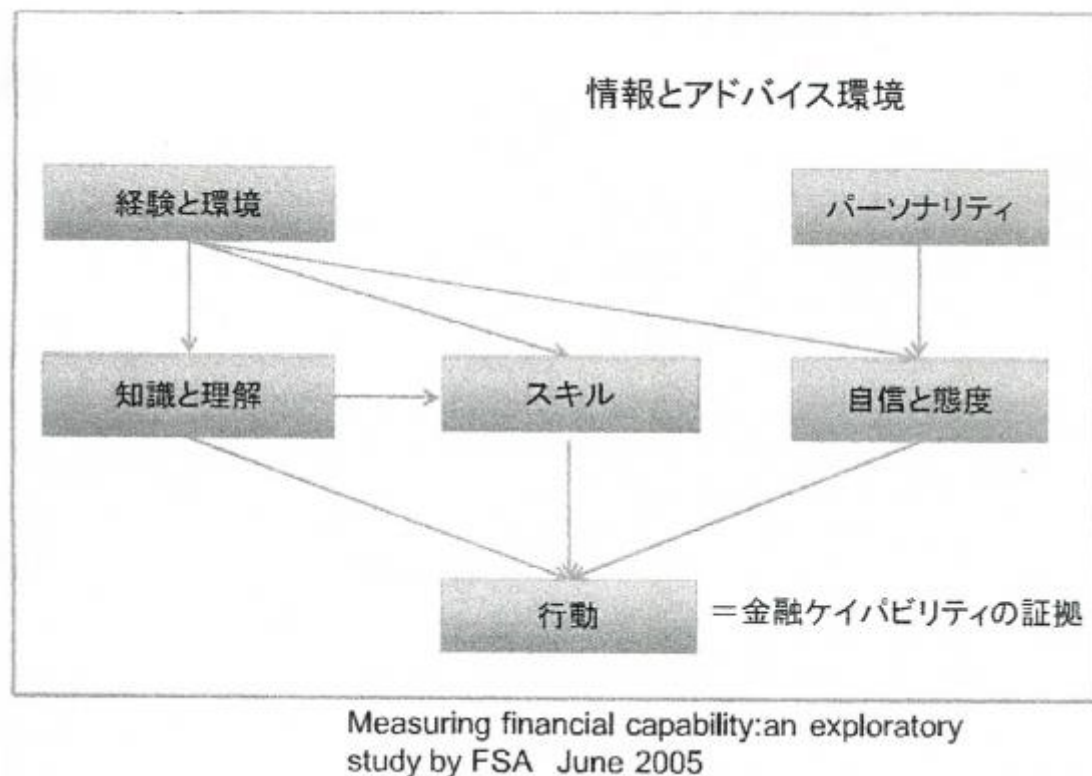
そして「教育雇用省は同年、このカリキュラムの一環として「個人、社会、健康教育（PSHE）とシチズンシップ」に関するフレームワークを提出し、その一環として金融教育が位置づけられ、翌年『パーソナルファイナンシャル教育
5 による金融ケイパビリティ——学校のためのガイダンス』（DfEE, 2000）が出された。FSAは、これに対応するため、シチズンシップの重要な内容である「社会的責任」に基づく社会性を金融教育に導入する事を認識し、2002年に「金融ケイパビリティ向上グループ」を発足させ、2003年に『金融ケイパビリティのための国家戦略に向けて』（FSA, 2003）という報告書を作成し、「金融ケイパ
10 リティ」を基本コンセプトとする国家戦略への大きな転換を図った（伊藤宏一「金融ケイパビリティの地平、p. 41）。

そして、この『ガイダンス』では、金融ケイパビリティの三要素として、「知識・理解」、「スキル・コンピテンス」、とともに良き市民としての「金融責任」を示している。「金融責任とは、個人の将来だけでなく、より多くは社会的
15 レベルでの、お金と個人の金融上の意思決定が及ぼす広範な影響についてのことを意味する。それは金融上の意思決定が、個人に対してばかりでなく、その家族やコミュニティに対しいかにインパクトを与えるかについての理解を含んでいる（伊藤宏一「金融経済教育をめぐる国内外の状況と課題」『国民生活』
2016年5月、p. 4）とされる。

20 ③金融ケイパビリティの図示

英国では、FSAが2005年に『金融ケイパビリティの測定：予備研究』（FSA, 2005）をまとめている。この研究によれば、『成人金融ケイパビリティフレームワーク』（The Basic Skills Agency and Financial Services Authority, 2003）に従って、金融ケイパビリティには、既述のように入力「金融知識と理解」、
25 「金融スキルとコンピテンス」、「金融責任」の3分野があるとしている。これを前提に、このうちの「金融責任」を除き、**金融行動にフォーカスした金融ケイパビリティの構造モデルを提起した**。それが次の**第1図**である。人々の金融に関する実際の行動が、金融ケイパビリティがある証拠となるが、この金融行動は、「知識と理解」、「スキル」、「自信と態度」という3要素に影響さ
30 れる。そしてこの3要素全てが、人々の経験と置かれた環境の影響を受けてお

第1図 金融ケイパビリティの構造モデル



＜出所＞伊藤宏一「金融ケイパビリティの地平－『金融知識』から『消費者市民としての金融行』へ－」2012年、No.12, p.44.

- 5 り、また「自信と態度」については、個人のパーソナリティが影響を及ぼしている。この全ての要素全体が、金融に関する情報環境とアドバイス環境の中で機能している、というのがこのモデルの基本的理解であろう。

さらに人々は、金融ケイパビリティを、①マネー管理、②予め計画する、③選択する、④助けを得る、という区別された4つの面を持つと感じており、知識、理解、スキル、態度、自信、パーソナリティをこうした4つの活動との関係で議論している。またパーソナリティおよび自信と態度は、知識やスキルと密接に結びつき、行動に反映された結果と密接に結びついていると感じている、と説明している。

15 こうした検討を重ねた結果、金融行動にかかる金融ケイパビリティの構成要素として、①収支を一致させる、②収支の記録をつける、③予め計画を立てる、④金融商品の選択、⑤金融問題に精通していること、の5つを挙げ、これを基本に調査項目としている（伊藤宏一「金融ケイパビリティの地平－『金融知識』

から『消費者市民としての金融行』へー」 p.44)。

2、金融リテラシー教育の目的・目標

(1)金融リテラシー教育と投資教育について

- 5 金融リテラシー教育の中でも、重要な位置づけにある「金融教育」は、お金や金融の様々なはたらきを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う教育である。それに対して、「投資教育」は投資に関する知識、技術とともに金銭管理能力と経済社会に関する知識に関する教育である。言い換えるならば、金融教育で金融に関する知識を正しく取り入れ、投資教育はその知識を実際に運用していくものといえる。

この2つは二律背反なものではなく、金融教育の一環として投資教育があると位置づけられる。本論文では投資教育も金融教育として考察していきたい。

15 (2)「金融教育プログラム」における金融教育の目標と4つの分野

- 金融広報中央委員会の「金融教育プログラム」によれば、**第2図**に示されているように、「より良い生活と社会づくりへの取り組み」のために、①生きる力・自立する力、②社会とのかかわり、公正で持続可能な社会の形成を意識し、行動する力、③合理的で公正な意思決定をする力、自己責任意識、④お金と向き
20 合い、管理する力を養成することが重要事項だとしている。

- このためにA「金融や社会の仕組みに関する分野」、B「生活設計・家計管理に関する分野」、C「キャリア教育に関する分野」、D「消費生活・金融トラブル防止に関する分野」の4分野における金融教育の目標が示されている。「金融教育プログラム」では、上述のように①～④の金融教育の目的を実現する上で
25 重要な概念を上げているが、詳しくは以下のとおりである。

<https://www.shiruporuto.jp/public/data/survey/program/program02/program202.html>

① 「生きる力」、「自立する力」について

金融教育は、「生きる力」（自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等）を養う上で有効な手段であり、「自立

第 2 図 金融教育の 4 つの分野と重要概念



< 出所 > 「金融教育プログラム」貯蓄広報中央委員会（2015 年改訂版）

(<https://www.shiruporuto.jp/public/data/survey/program/program02/program202.html>)

ホームページより作成した（2018 年 10 月 8 日閲覧）。

する力」、すなわち「お金を通して生計を管理する基礎を身に付け、より豊かな生き方に向け主体的に工夫、努力する態度」を養うものである。

② 「社会とかかわり、公正で持続可能な社会の形成を意識し行動する力」

金融教育は、「社会とかかわり、公正で持続可能な社会の形成を意識し行動する力」、すなわち「金融や経済の働き・仕組みなどの理解を通じ、自分が社会に支えられ、また働きかける関係にあることを自覚し、社会に感謝するとともに、社会が抱える様々な課題に関心をもち、公正で持続可能な社会の形

成を意識して考え、行動する態度」を養うものである。

③「合理的で公正な意思決定をする力」、「自己責任意識」

金融教育は、上記①、②の力を発揮する上で必要となる「主体的な意思決定」を、合理的かつ公正に行うための基本を理解し、実践する態度を身に付けるものである。また、金融教育は、「意思決定の結果は自らが責任を負うものである」ことを自覚し、意思決定に当たっては、必要な情報を収集し、リスクをしっかりと把握し適切に判断、行動する態度を養うものである。

③「お金と向き合い、管理する力」

金融教育は、「お金」が、上記1)、2)の力を身に付け、よりよい暮らしや社会を実現していく上で必要不可欠な存在であることを理解し、日々の身近な暮らしの中で、お金の問題と向き合い、的確に管理していく態度を養うものである。

15 (3) 金融経済教育推進会議の「最低限身に付けておくべき金融リテラシー」

①4分野15項目の内容

金融経済教育推進会議は、「最低限身に付けておくべき金融リテラシー」として、以下のような4分野15項目をあげて、資産形成、資産運用や生活基盤構築の必要性を強調している（政府広報オンライン、2018年10月8日アクセス

20 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201404/1.html>）、

【分野1. 家計管理】

(1) 適切な収支管理（赤字解消・黒字確保）を習慣にすること

【分野2. 生活設計】

25 (2) ライフプランを明確にすること

【分野3. 金融と経済の基礎知識と、金融商品を選ぶスキル】

(金融取引の基本としての素養)

(3) 契約をするとき、契約の基本的な姿勢（契約書をよく読む、相手方や日付・

金額・支払い条件などが明記されているか、不明点があれば確認するなど）を習慣にすること

(4) 情報の入手先や契約の相手方である業者が信頼できるかどうかを必ず確認すること

5 (5) インターネット取引の利点と注意点を理解すること

(金融分野共通)

(6) 金融と経済の基礎知識(単利・複利などの金利、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターンなど)や金融経済情勢に応じた金融商品の選択について理解すること

10 (7) 取引の実質的なコスト(価格、手数料)を必ず確認すること

(保険商品)

(8) 自分にとって保険でカバーしたい事態(死亡、病気、火災など)が何かを考えること

(9) カバーすべき事態が起きたとき、必要になる金額を考えること

15 (10) (ローン・クレジット)

(10) 住宅ローンを組む際の留意点を理解すること

ア. 無理のない借入限度額の設定、返済計画を立てること

イ. 返済を難しくさせる事態に備えること

(11) 無計画・無謀なカードローンやクレジットカードなどの利用を行わない

20 ことを習慣にすること

(資産形成商品)

(12) 高いリターンを得ようとする場合には、より高いリスクを伴うことを理解すること

(13) 資産形成における分散(運用資産の分散、投資時期の分散)の効果を理解

25 すること

(14) 資産形成における長期運用の効果を理解すること

【分野 4. 外部の知見の適切な活用】

(15) 金融商品を利用するにあたり、外部の知見を適切に利用する必要性を理解すること

③ 「最低限身に付けておくべき金融リテラシー」の評価

金融経済教育推進会議の「最低限身に付けておくべき金融リテラシー」4分野15項目の内容が公表されると、大きな反響を呼び、現在でも、金融庁や金融広報中央委員会、国民生活センター等々で取り上げられている。

- 5 基本的には、この「最低限身に付けておくべき金融リテラシー」4分野15項目は傾聴に値すると評価できるが、アベノミクスが実施され、貧富の差が拡大している現代においては、妥当しない人達も多く存在している。

- 10 金融広報中央委員会が2017年11月10日に公表した2017年の「家計の金融行動に関する世論調査によると、二人以上の世帯のうち、将来に備えた預貯金や株などの金融資産を保有していない世帯の割合は31.2%（2016年は30.9%）と過去最悪となっている。資産を保有している世帯が株高の恩恵を受ける一方、資産を保有できない世帯との格差は縮小するどころか、逆に拡大しているといえるだろう。

15 3、金融教育基本コンセプトの3段階

金融リテラシーと金融ケイパビリティを念頭に置いた、「金融教育基本コンセプトの3段階」は第3図に示されている。すなわち第1段階は、知識を習得する「金融リテラシー教育」から始まり、この段階では「消費者保護」が重視されることになる。

- 20 第2段階は、金融リテラシー教育で得た知識を基に、受け身ではなく実際に行動に移す段階であり、消費者が自立する段階でもある。

- 25 第3段階は、「金融ケイパビリティ教育」の段階である。行動と社会性を兼ね備えた「消費者市民」を育成する段階である。消費者市民は、倫理的、社会的、経済的、環境的配慮に基づいて選択を行う個人である。消費者市民は、家族、国及び地球レベルで責任を持って行動することによって、正義と持続可能な発展を保つことに能動的に貢献する市民であるとしている（伊藤宏一「金融「教育をめぐる国内外の状況と課題 ― 『金融知識』から『消費者市民としての金融行動』へ ―」2012年11月8日、[2018年10月10日アクセス](https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/gijiroku/20121108/04.pdf)）、
<https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/gijiroku/20121108/04.pdf>

第3図 金融教育基本コンセプトの三段階



＜出所＞伊藤宏一「金融教育をめぐる国内外の状況と課題 ― 『金融知識』から『消費者市民としての金融行動』へ ―」2012年10月8日、p.31、2018年10月10日アクセス。

<https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/gijiroku/20121108/04.pdf>

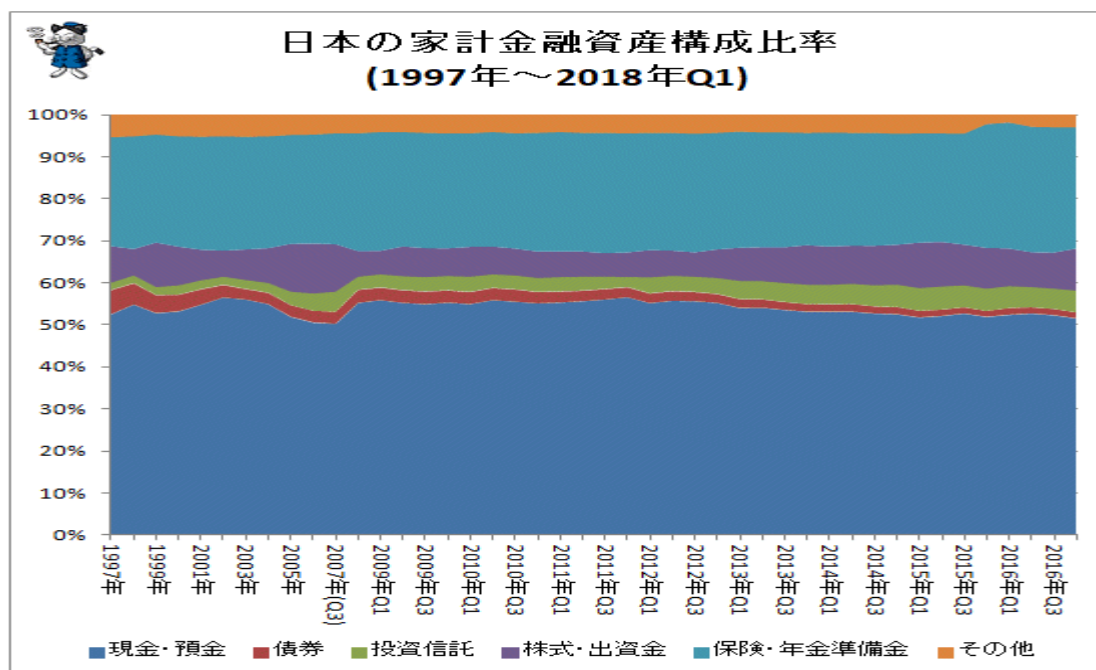
10 第2節 金融リテラシー教育が重視されるようになった背景

1、米国の「貯蓄から投資」推進のための「郵政民営化」要求

日本で「金融教育」が政策課題として、より重要視されるようになったのは、2000年代初頭になってからである。**第4図**は1997年から2018年第1四半期までの「日本の家計金融資産の構成比率の推移（長期）」、**第5図**は1997年から2018年第1四半期までの「日本の家計金融資産構成額の推移（長期）」である。

そして**第6図**は、2006年第1四半期から2018年第1四半期までの「アメリカの家計金融資産の構成比率の推移」、**第7図**は2018年第1四半期における「日米欧家計金融資産構成比率」を示している。

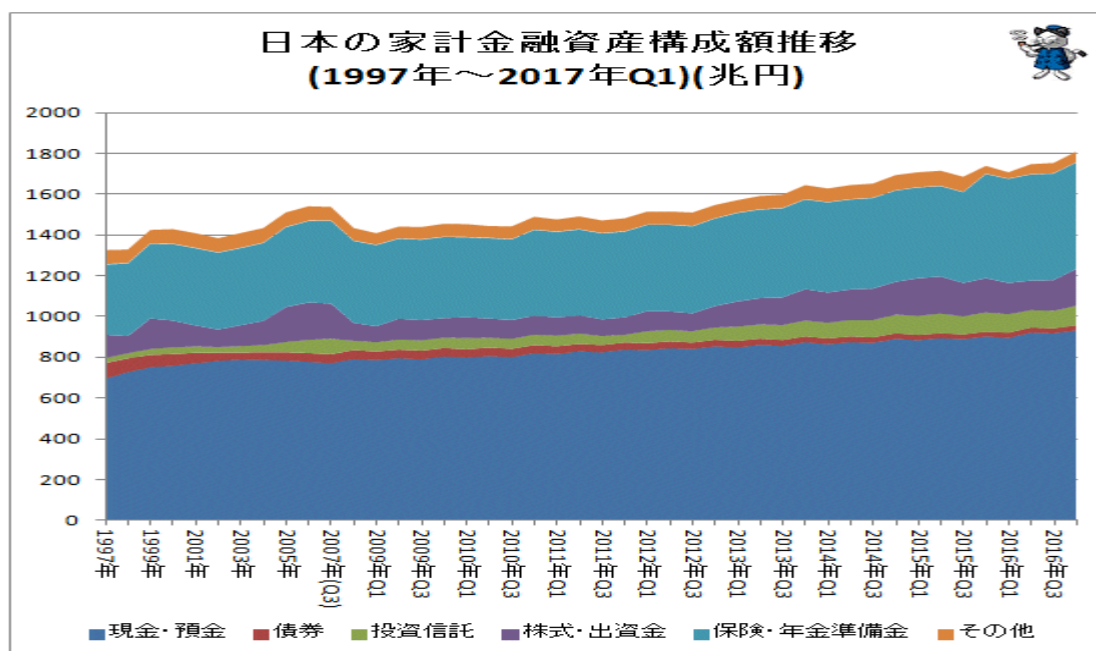
第4図 日本の家計金融資産構成比率の推移（長期）



<出所> 日本銀行「資金循環の日米欧比較」2018年8月14日発表、2018年10月1日アクセス（<https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjhiq.pdf>）

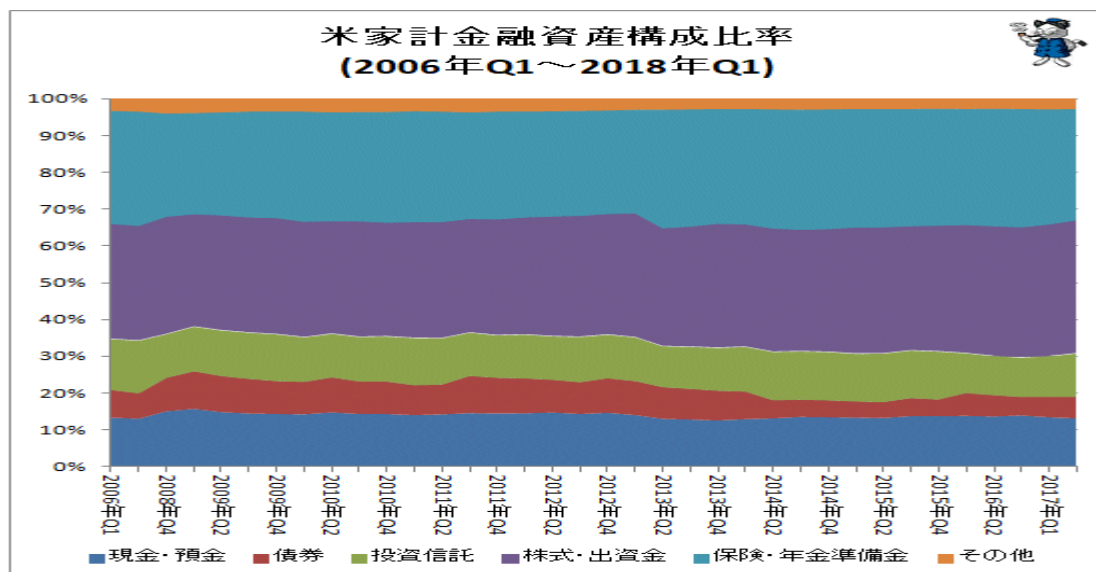
5

第5図 日本の家計金融資産構成額の推移（長期）



出所> 日本銀行「資金循環の日米欧比較」 2018年8月14日発表、2018年10月1日アクセス（<https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjhiq.pdf>）

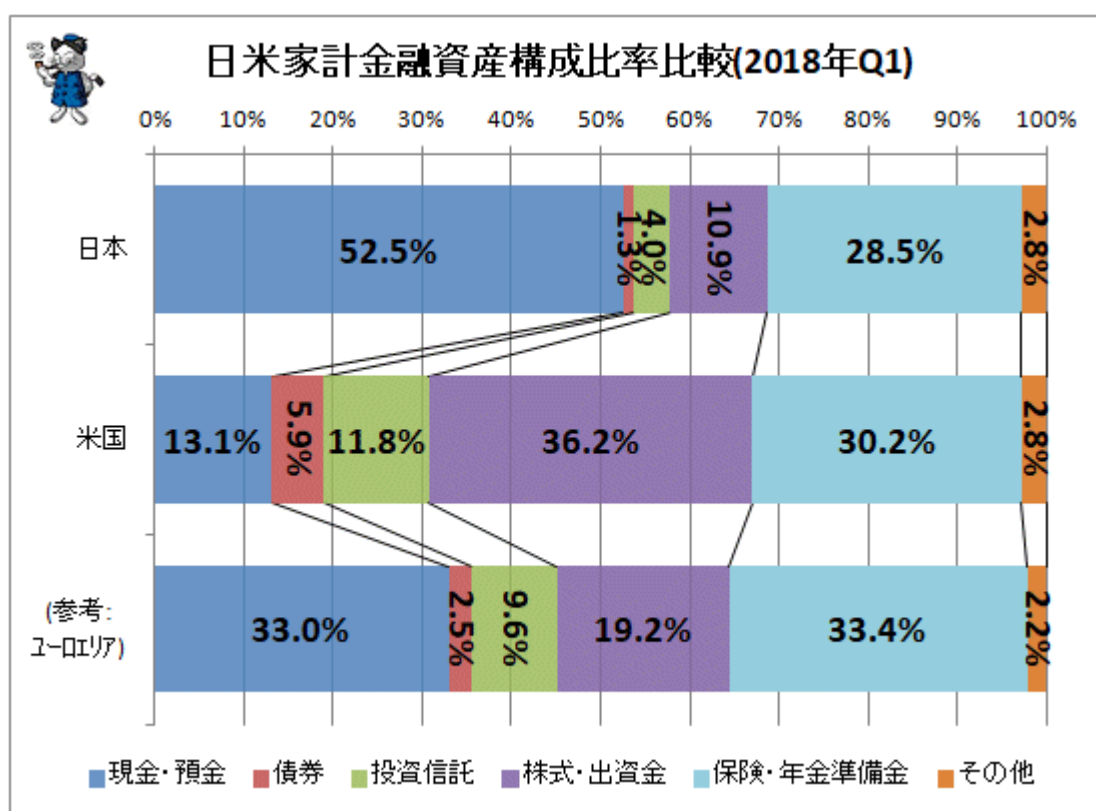
第6図 アメリカの家計金融資産の構成比率の推移



<出所> 日本銀行「資金循環の日米欧比較」2018年8月14日発表、2018年10月1日アクセス (<https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjihig.pdf>)

5

第7図 日米欧家計金融資産構成比率比較(2018年Q1)



<出所> 日本銀行「資金循環の日米欧比較」2018年8月14日発表、2018年10月1日アクセス (<https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjihig.pdf>)

第7図に示されているように、2018年第1四半期時点での日本とアメリカの家計資産構成の特徴について検討したい。第7図によると、日本の金融資産構成は、「現金・預金」の安全資産が過半数を占め、「投資信託」、「株式・出資金」等々のリスク資産は14.9%である。それに対しアメリカは、現金・預金は13%
5 台で、リスク資産が48%を占めている。日本とアメリカは、「安全資産」と「リスク資産」の保有比率が正反対である。それに対し、ユーロエリアは日本とアメリカの中間に位置する」資産構成である。

アメリカは、2000年初頭から、リスク資産の運用でビジネスチャンスを得ている自国金融関連企業のため、「日本での貯蓄から投資への転換を推し進めようと、
10 郵政民営化の対日要求」を行った。アメリカは、日本国営の郵便貯金があるために、「現金・預金」に家計の金融資産が集中し、リスク資産への投資が妨げられていると考えたのである。

これを受けて、当時の小泉政権は、持論の郵政民営化への着手促進と、貯蓄から投資への金融教育の重視政策を行った。その結果2005年から2007年にかけて「投資信託」と「株式・出資金」の比率が拡大したものの、2008年9月の「リーマンショック」により縮小した。そして郵政事業民営化が2007年10月に実現したあとも、第4図にみられるように「現金・預金」の比率は50%台
15 半ばで、貯蓄から投資への大きな変化は、アベノミクスによる株高政策まではあまりなかった。

株価が急落し、株主が金融資産を大きく減少させたバブル崩壊後の1990年代以降の特徴は、日本での安全資産への選択志向が強まっていった。日本銀行「資金循環の日米欧比較」（2010年9月）によれば、日本では「現金・預金」の比率が、1990年頃には46%であったものが、2002年には56.5%となっていた。それ以降は少しずつ下がり、2007年第3四半期には50.2%になった。その後
25 55%台になったものの、2013年第1四半期以降は「現金預金」の割合が55%を下回っている。これは株価上昇による現金・預金から株式へのシフトがみられるためである。

株式投資は、日本のバブルのピークであった1989年の翌年の1990年には19%であったものがバブルが崩壊した後の2002年には6.2%に落ち込んだ。
30 その後2005年～2007年第1四半期までは11%台だったが、2008年のサブプ

ライムローン証券大暴落（いわゆるリーマンショック）後は、2009年第1四半期に5.6%まで低下した。その後徐々に回復し、2017年第1四半期時点で10.0%となっているものの、1985年以降のバブル期の株式投資比率には、はるかに及ばない水準である（有馬敏則『内外経済経営リスクとリスク管理』滋賀大学研究叢書第47号、2012年、p.35）。

2、2008年9月のリーマンショックによる影響

世界的資金余剰のなかで、本来大きなリスクがあるアメリカの低所得者向け住宅ローン（サブプライムローン）を証券化した「サブプライムローン証券」に世界中の投資家や消費者が資金を集中させた。しかし2006年半ばからアメリカ住宅価格低下とともに「サブプライムローン証券」が暴落を始め、2008年9月15日の全米第4位のリーマン・ブラザーズ証券が倒産することにより、さらに大暴落し、全世界に「100年に一度」と言われる大不況がもたらされた。

直接の原因は「格付け会社」が金融工学の理論を駆使し、「サブプライムローン証券」に最上級の格付けの「AAA（トリプル A）」を付けたために、投資家や消費者が安心して「サブプライムローン証券」を購入したことにある。しかし金融工学の前提条件は「米国の住宅価格は今後ずっと下落しない」という現実離れしたものであった。格付け会社の格付けを鵜呑みにするのではなく、自分自身で適切に金融資産を評価できる眼を養う必要性が世界的に高まり、金融（リテラシー）教育への重要性が高まってきたといえる。

3、年金支給額の抑制を補う老後資金の確保の必要性

厚生労働省のホームページによれば、少子高齢化に伴う年金支給額の抑制について以下のように説明している（厚生労働省ホームページ、2018年10月1日アクセス <https://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/finance/popup1.html>）。

「平成16年に改正する前の公的年金制度では、将来の保険料の見通しを示した上で、給付水準と当面の保険料負担を見直し、それを法律で決めていました。しかし、少子高齢化が急速に進む中で、財政再計算を行う度に、最終的な保険料水準の見通しは上がり続け、将来の保険料負担がどこまで上昇するのかという懸念もありました。そこで、平成16年の制度改正では、将来の現役世代の

第 8 図 「マクロ経済スライド」の概念



＜出所＞厚生労働省ホームページ、2017 年 10 月 8 日閲覧

<https://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/finance/popup1.html>

- 5 保険料負担が重くなりすぎないように、保険料水準がどこまで上昇するのか、また、そこに到達するまでの毎年度の保険料水準を法律で決めました。また、国が負担する割合も引き上げるとともに、積立金を活用していくことになり、公的年金財政の収入を決めました」

そして、この収入の範囲内で給付を行うため、**第 8 図**に示されているように

- 10 「社会全体の公的年金制度を支える力（現役世代の人数）の変化」と「平均余命の伸びに伴う給付費の増加」というマクロでみた給付と負担の変動に応じて、給付水準を自動的に調整する仕組みを導入し、この仕組みを「マクロ経済スライド」と呼んでいる。すなわち、年金を納めている現役世代が減り、受給者が増えれば、最終的には受給額を支払うことができなくなるので「マクロ経済ス
- 15 ライド」という仕組みを導入したとされる。

年金額は、賃金や物価が上昇すると増えていくものの、一定期間、年金額の伸びを調整する（賃金や物価が上昇するほどは増やさない）ことで、保険料収入などの財源の範囲内で給付を行いつつ、長期的に公的年金の財政を運営していくことに変更されたのである。マクロ経済スライドによる調整期間の間は、

- 20 賃金や物価による年金額の伸びから、「スライド調整率」を差し引いて、年金額を改定することになる。「スライド調整率」は、現役世代が減少していくことと平均余命が伸びていくことを考えて、「公的年金全体の被保険者の減少率の実績」と「平均余命の伸びを勘案した一定率」で計算される。

たとえば賃金（物価）が 2.3%上昇した場合、これまでなら「物価スライド」

という物価に関連して上下する方式を取ってきたため、2.3%上昇するはずだった。しかしながら、マクロ経済スライドが適用されたため、0.9%の引き上げにとどまることになった。なぜなら、少子高齢化による財政悪化のために「マクロ経済スライド」を発動し、2.3%から「段階的解消分 0.5%と調整率 0.9%」の1.5%を差し引いて、0.9%が年金額になったからである。

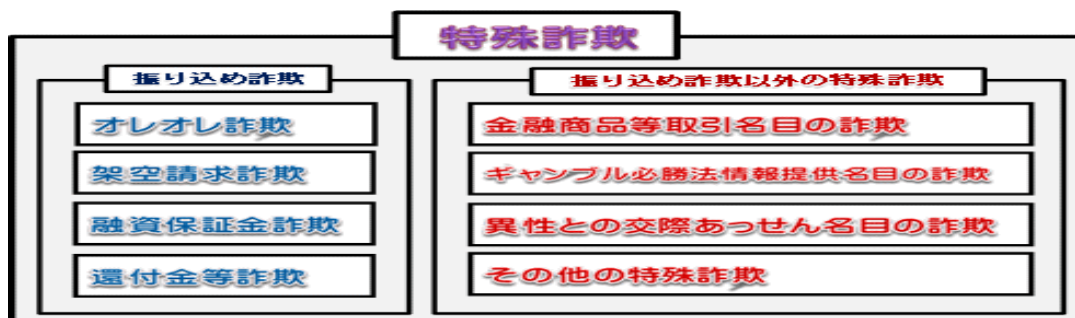
さらに 2016 年秋の国会では、マクロ経済スライドよりも年金受給者に厳しい「年金法の改正」が決定された。それは、たとえ物価が上昇しても「賃金の伸び」が物価上昇率以下ならば、年金額は賃金の伸び率に抑えられるというものである。物価が上昇しても、従来のように年金が上昇せず、さらに年金額は抑制されることになった。

したがって公的年金は、従来のように物価上昇と同率で支給水準が上昇することはなくなり、老後の資金計画も狂ってくることになる。今までは安全資産の現金や預金で資産を保有すれば良かったものが、超低金利政策の下では現金や預金では、あまり資産が増えないことになる。自己の金融資産の実質価値を維持するためにも、金融リテラシーを十分に理解し、「リスク資産」への投資が好むと好まざるとにかかわらず必要となり、これまで以上に金融教育の重要性が高まっている。

4、特殊詐欺に遭わないための金融教育の必要性の高まり

第 9 図は、警察庁が公表した「特殊詐欺の 8 類型」を示している。また第 10 図と第 11 図は平成 16 年（2004 年）から平成 29 年（2017 年）までの特殊詐欺

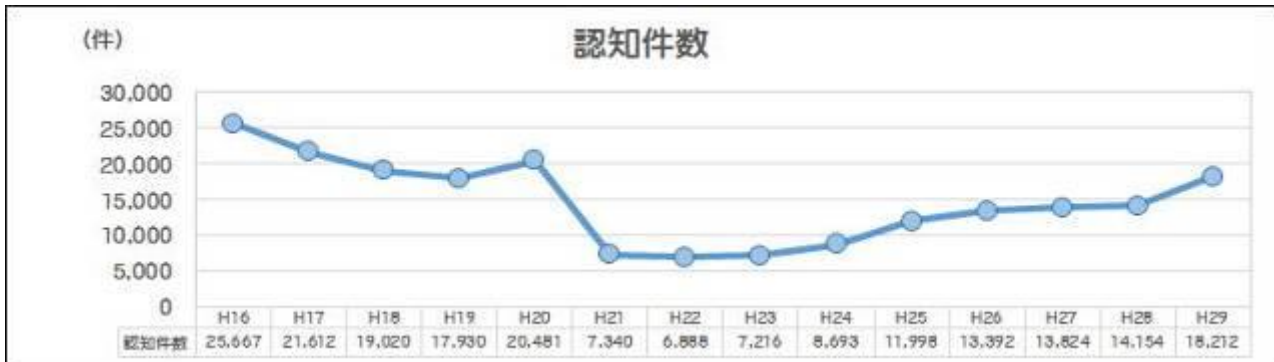
第 9 図 特殊詐欺の 8 類型



< 出所 > 長野県警察ホームページ、2018 年 10 月 8 日閲覧。

[\(https://www.pref.nagano.lg.jp/police/\)](https://www.pref.nagano.lg.jp/police/)

第 10 図 特殊詐欺の認知件数（年別）



< 出所 > 警察庁ホームページ 2018 年 10 月 8 日閲覧

(<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/higaijoukyou.html>)

5 第 11 図 特殊詐欺の被害額（年別）



※ 振り込め詐欺以外の特殊詐欺は平成 22 年から集計している。被害総額はキャッシュカード手交型などにより、事後に ATM から引き出された金額を加えたもの。

< 出所 > 警察庁ホームページ 2018 年 10 月 8 日閲覧

(<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/higaijoukyou.html>)

10

認知件数と被害額である。さらに第 12 図と第 13 図は平成 28 年（2016 年）1～8 月までと平成 29 年（2018 年）1～8 月までの「特殊詐欺」の被害認知件数と被害額を比較したものである。

第 10 図によれば、平成 29 年（2017 年）の特殊詐欺全体の認知件数は平成 28 年に比べて増加し、被害総額は 394.7 億円と依然として大きな金額である

第 12 図 特殊詐欺認知件数の比較（1～8 月累計）

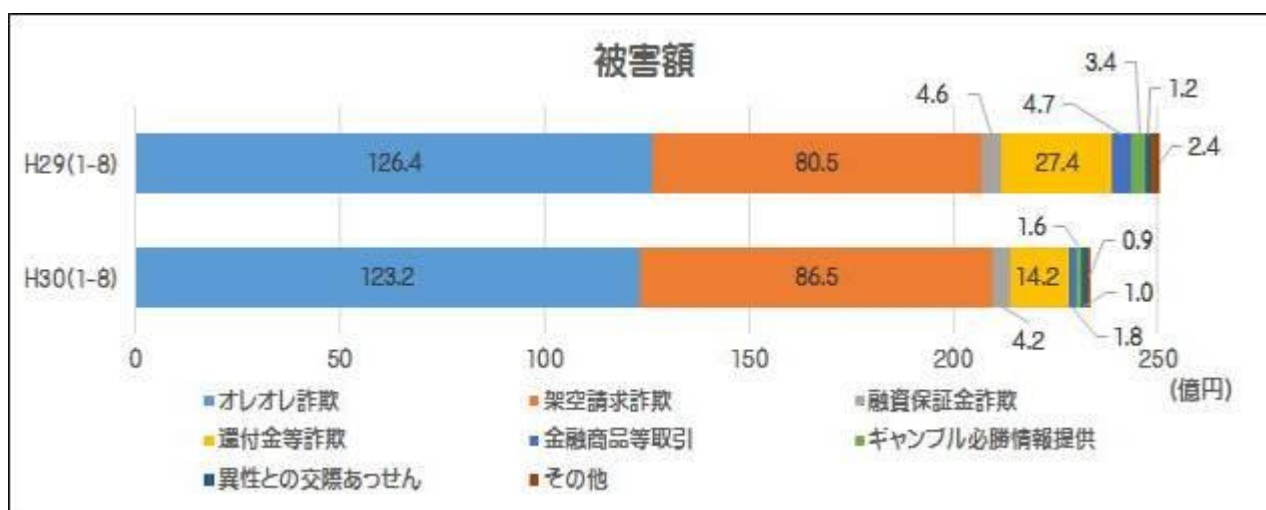


< 出所 > 警察庁ホームページ 2018 年 10 月 8 日閲覧

<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/higaijoukyou.html>

5

第 13 図 特殊詐欺被害額の比較（1～8 月累計）



※「その他の特殊詐欺」とは、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺、金融商品取引名目の特殊詐欺、ギャンブル必勝情報提供名目の特殊詐欺、異性との交際あっせん名目の特殊詐欺に該当しない特殊詐欺をいう。

< 出所 > 警察庁ホームページ 2018 年 10 月 8 日閲覧

<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/higaijoukyou.html>

平成 30 年（2018 年）1～8 月までと平成 29 年（2017 年）1～8 月までの比較では、認知件数、被害金額友達減少している。しかし「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」が半数以上を占めるものの、「融資保証金詐欺」、「還付金詐欺」、「金融商品等取引」も依然として発生している。これは**金融リテラシー、とくに金**

5 **融知識の欠如につけこまれた被害である。**「絶対儲かりますよ、損はさせません」とか、「年率 10%や 15%の利益が上がります」、「名板貸しで訴訟になれば、高額
額の罰金を払わなければなりません」とかの脅しで、大切なお金を騙されている
ケースは、金融リテラシー教育の強化でかなりの割合で防止できるのでは無い
だろうか。このような時代背景からも金融リテラシー教育の重要性が、再認識
10 されてきているといえるだろう。

第3節 日本における「金融リテラシー教育」の現状と課題

1. はじめに

15 第 2 節で考察したように社会情勢の変化に伴い、十分な成長資金確保のため
にも、「貯蓄から投資」への切り替えの必要性が高まっている。貯蓄尊重から
投資重視へ政策の力点を置き換えて総合的な「証券市場の構造改革」が進めら
れる必要がある。そこで。日本の金融教育の現状・問題点や小学校、中学校、
高校、大学等々各段階での金融教育の内容と範囲について考察していくことに
20 したい。

2. 日本の金融教育の現状と問題点

（1）社会情勢の変化

戦後の日本は、経済全体の成長が大きく、大企業を中心に、年功序列・終
25 身雇用の雇用環境が広く浸透していた。地域や家による相互扶助が減退する代
替として、老後や医療に関する福祉制度は年々拡充された。また、経済全体、
特に金融制度は、行政が厳しく規制を行っていた（有馬敏則『内外経済経営リ
スクとリスク管理』滋賀大学研究叢書第 47 号、2012 年、pp. 38－45）。

戦後に大幅に増加した「正規雇用者」あるいは「会社員」の典型的なモデルは、
30 1 つの企業に「就社」し、安定した雇用と給与を得つつ、業務内容と業務地は

社命に委ねる雇用形態であった。会社員は、給与以外にも様々な福利厚生サービス（社宅、保養所、医療など）を享受し、規制金利商品で貯蓄に励み、住宅ローンを組んで自宅を購入し、退職金と企業年金で老後を過ごすことが典型的な成功モデルであった。このような環境においては、経済や金融について自己責任で選択をする認識は希薄であった。

1990年代のバブル経済崩壊以降、不動産価格は右肩上がりでの上昇とする土地神話は崩壊し（とくに地方で急落）、中途採用や非正規雇用者の増加によって雇用形態も流動化してきている。さらに少子高齢化と財政悪化を背景に社会保障制度の見直し（給付の切り下げ）が実施されてきている。年金の切り下げ、介護保険を利用した場合、原則1割負担から2割、さらに3割負担へと引き上げられ、70歳以上の医療機関での窓口支払いの自己負担割合の引き上げや、老人ホームでの自己負担の引き上げも実施され、老後の不安を高めている。

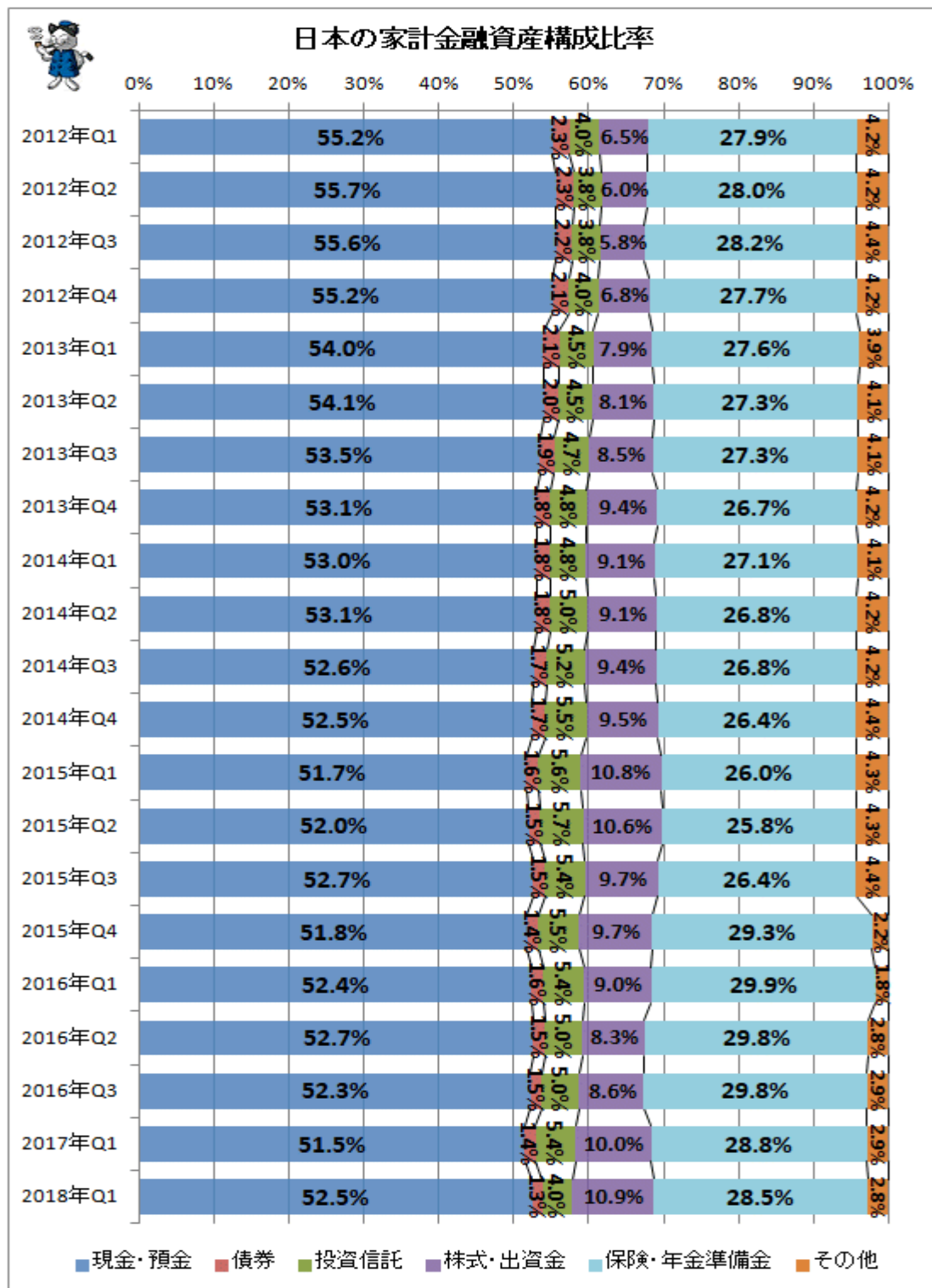
また民営化を含めた経済の規制緩和の進展や世界経済のグローバル化によって、多様な商品とサービスが溢れ、その価格は自由競争の結果、極めて柔軟に変動するようになった。個人は、各々の持つ資源（時間、資金、労働など）を有効に使って、職業を選択し、同時に消費者として様々な商品やサービスを選択することに直面するようになった。すなわち、経済社会の中で自由と責任を持って行動しなければならないことを、個人に強く意識させる時代となったのである。

（２）日本の金融資産の現状

日本の金融システムは、資金需要者と最終的資金供給者の間に金融仲介者が仲介して、本源的証券は金融仲介者が取得し、最終的資金供給者は当該仲介者の発行する間接証券を取得する「間接金融」が大きな比重を占めていた。1985年9月22日の「プラザ合意」以前は、金融の中心は銀行を経由する「間接金融」であり、株主から直接資金を調達する「直接金融」を取り入れていこうとする考えが少なかったといえる。つまり、企業は銀行に支配されており、上場企業でさえも銀行の顔色ばかり伺って、株主はほとんど無視してきたのである（有馬、前掲書、pp. 46－50）。

しかし、上に挙げたような社会情勢変化の中で、今までのような間接金融の

第 14 図 日本の家計金融資産構成比率



＜出所＞日本銀行「資金循環の日米欧比較」2018年8月14日発表、
 2018年(www.jsda.or.jp/manabu/kenkyukai/content/report_jittai.pdf)

下で、銀行が金融リスクの大半を受け持つのは困難になってきた。そのため、グローバル化の進展とともに国内銀行の支配形式が崩れ、直接金融への移行により、金融に伴うリスクを最終的資金供給者である投資家が負うようなあり方へと、方向転換するようにすべきだという時代的要請が出てきた。

5 平成不況、資産デフレが約 15 年続き 1990 年に 603 兆円あった東証第 1 部の株式時価総額が 2003 年 4 月には 230 兆円と半分以下になった。この当時、日本の高い現金・預金保有率は結果的には有効であったが、2006 年 8 月に 520 兆円までに回復し、全国の地価は 1990 年以来 16 年ぶりの上昇となり、個人にとって預貯金が魅力的商品ではなくなってきたようにみえた。

10 しかし 2008 年 9 月のリーマンショックにより引き起こされた「100 年に一度の大不況」による株価暴落により、**第 4 図**に示されているように、現金・預金は 55.9% に増大し、株式は 5.7% と急落し、資金調達にゆがみが出た。

その後「アベノミクス」による「円安・株高」で、株や投資信託への「リスク資産」への投資が増えたものの、2015 年 8 月の中国株の下落や中国経済の減速が
15 明らかになってきたこと、アメリカの利上げの不透明さ等々により、アメリカや日本、欧州、新興国等の世界的先行き不安の中で、株や為替相場の乱高下が発生した。その後、2018 年に入ると、世界的な景気回復の流れの中で、先進国の株高が続いてきたが、「米中貿易戦争」の荒波にもまれ、大幅な株の下落がしばしば発生している。

20

3、日本の金融教育の現状についての「金融経済教育を推進する研究会」アンケート調査

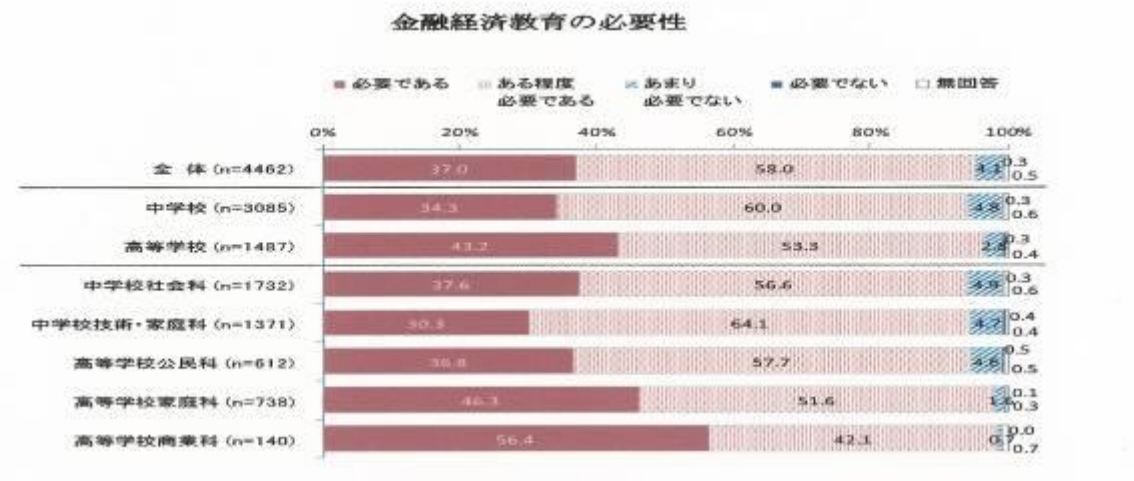
日本の現金・預金の保有比率は他国よりも高いことは既述の通りであるが、投資の仕方、投資との付き合い方が十分理解できていないようである。学校教育での金融教育は、文部科学省が作成する教育課程の基準である学習教育指導要領等に基づいて行われている。具体的な内容としては、「学校段階に応じ、社会や公民科、家庭科などの関係教科等」で、金融の働きや市場経済の考え方、家庭の経済生活や消費、金銭の大切さなどを指導する授業が必須となっている。
25 しかし、学校教育で個人の自己責任で生活設計や金銭管理などライフプランを考え金融資産を運用する知識を、現実味を帯びていない状況で学習させても、
30

将来有効な知識として活かさせられないのが現状である。

(1)、中学・高校段階における金融経済教育調査（2013年に実施）

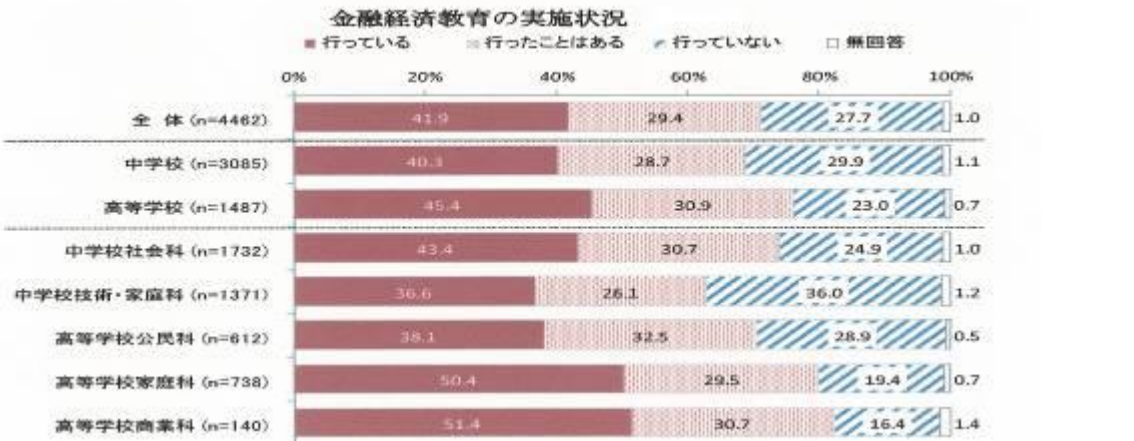
日本証券業協会が事務局を務める「金融経済教育を推進する研究会」の「中
5 学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書」（2014年4月）では、
2013年6月に全国の中学高校1,410校を対象に行った「金融経済教育に関する
アンケート調査」では、第15図に示されているように、金融教育が「必要であ

第15図 中学・高校における金融経済教育の必要性



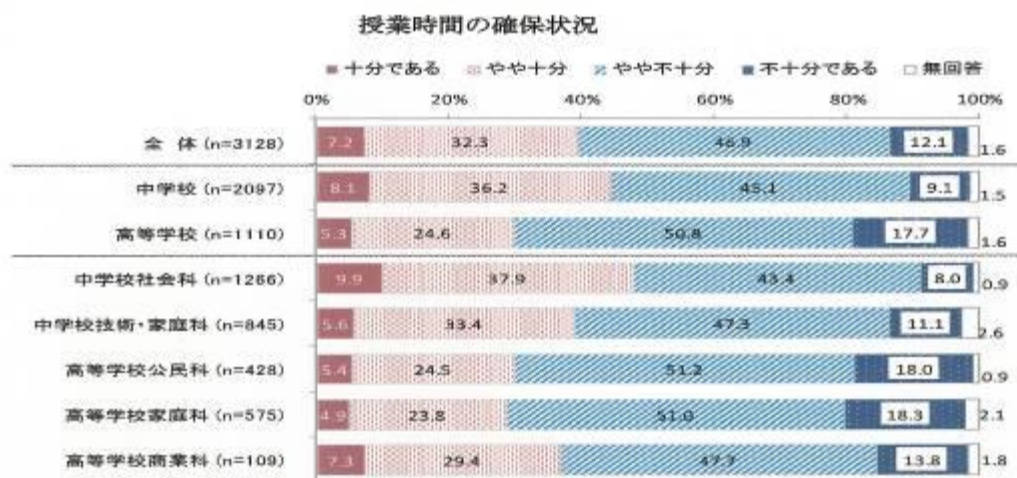
10 <出所> 金融経済教育を推進する研究会 「中学校・高等学校における
金融経済教育の実態調査報告書」（2014年4月 2018年10月1日アクセス
http://www.jsda.or.jp/manabu/kenkyukai/content/report_jittai.pdf)

第16図 中学・高校での金融経済教育の実施状況



15 <出所> 第15図に同じ

第17図 中学・高校の金融経済教育の時間の確保状況



< 出所 > 第15図に同じ

る」、「ある程度必要である」とする回答が中学校で95%、高校では96.5%に上った。しかし第16図に示されているように、金融経済教育の実施状況は、中学で40.3%、高校で45.4%に過ぎない。これは第17図に示されているように中学・高校の金融経済教育の時間の確保状況が難しいためである。

第1表 金融経済教育実施の困難な点

授業実施の際に難しいと感じる点												
	調査数	生徒にとって理解が難しい	教える側の専門知識が不足している	授業時間の数が足りない	現実経済の変動が複雑すぎる	適当な教材がない	生徒の興味・関心が低い	教員研修などの機会が少ない	学校現場にはなじみにくい	保護者の理解が得にくい	その他	無回答
全体	4462	48.9	48.4	44.9	37.8	26.6	25.7	14.0	5.2	0.2	1.0	1.6
学校別	中学校	3085	49.9	49.4	44.4	38.9	28.3	22.4	13.6	5.4	0.3	1.6
	高等学校	1487	46.3	45.9	46.2	35.0	23.2	33.0	14.9	4.5	0.1	1.8
担当教科別	中学校社会科	1732	56.2	42.1	45.2	48.0	23.0	19.1	10.7	5.1	0.3	1.5
	中学校技術・家庭科	1371	41.8	58.4	43.5	27.5	35.0	26.6	17.2	6.0	0.3	1.6
	高等学校公民科	612	52.9	36.3	47.9	40.4	22.1	33.0	11.8	5.6	0.3	2.0
	高等学校家庭科	738	40.1	54.7	48.5	30.4	24.3	31.8	16.4	3.3	-	1.2
	高等学校商業科	140	50.0	40.7	27.1	36.4	22.1	38.6	20.7	6.4	-	2.9

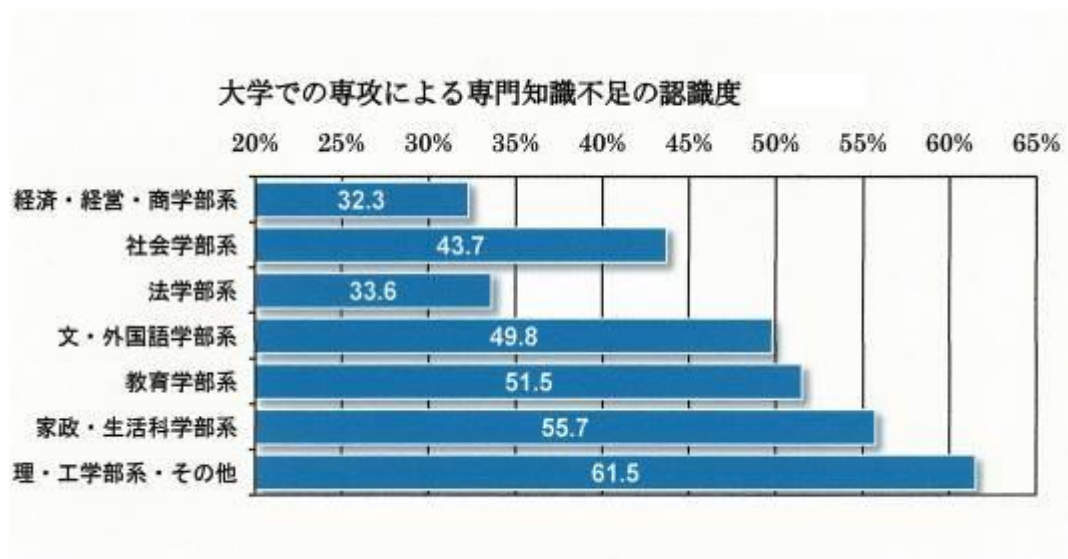
10 < 出所 > 第15図に同じ

さらに、金融経済教育について、第1表のように、中学校、高校では、「生徒に理解させることは難しい」が33.2%と33.3%、「実践事例集や教材が不足している」が30.1%と27.8%、「内容が専門的なので教えられる先生が少ない」

14.1%と17.9%などとなっている。中学校と高校では、選択された回答の順位は一致し、回答の比率もほぼ同じ結果である。また第18図のように、教師の金融教育能力についても大学の専攻により専門知識不足の認識度が異なっている。

5

第18図 大学の専攻別専門知識不足の認識度



< 出所 > 第15図に同じ

(2)、アンケート調査から見えるもの

10 2004年以降、金融庁による初等中等教育段階におけるアンケート調査は実施されてこなかった。これは当時の「貯蓄から投資への方向転換」を強く主張した金融担当大臣の交代により、実施されなくなったのではないかと考えられる。

しかし、前述の2013年の証券業協会等のアンケート調査にみられるように、金融教育へのニーズは高いものの、実際に学校で実施するには、受験競争やゆとり教育の反動等々、学習指導要領での扱いを見直し、授業時間を確保することが課題となっていると思われる。

さらに2016年には、金融広報中央委員会を中心として、大規模な「金融リテラシー調査」が実施され、多くの観点から国民の有する金融リテラシーの程度が分析されているが、より一層の金融リテラシー教育の必要性が浮き彫りになっている。

20

4. 金融教育の取り組みの問題点と必要性

(1) 金融教育の取り組みの問題点

- ①「金融教育」とすると、消費者や学校教育の現場では、ある種の偏見から消極的となる。すなわち「お金」についての教育は、下賤なものという意識が依然として残っている。
- ②金融教育を体系的に実施するための指針や、学習段階別に到達すべき内容を示したカリキュラムが確立していない。
- ③関係各団体が統一化されておらず、それぞれ独自の内容で、普及活動や教育活動を行っている。
- ④関係団体の活動が、消費者のニーズや、知識レベルに合致していない場合が多い。

(2) 金融教育の必要性

- 以上のように日本における金融状況と、その教育の現状を簡単に概観したが、現在において金融教育の必要性について盛んに論じられているのは、既述の諸要因のほかに、経済、ひいては各企業が成長するためには、企業に対する個人投資が重要になってくるからである。

- 2018 年第 1 四半期時点の日本の家計金融資産総額が約 1,829 兆円に達している（日本銀行「資金循環の日米欧比較」2018 年 8 月 14 日発表、既出）が、この約半分が貯蓄として眠っている現状から、家計がリスクを恐れず投資志向に移行していき、国内の金融の流れの活性化を生み出す必要がある。学校教育における金融教育から始まり、金融リテラシーの普及により、金融についての必要な知識を実際に活用していかなければならないといえる。

- 降りかかってくる種々のリスクから金融資産の目減りを防ぐ金融知識習得とともに、金融被害にあった時の相談窓口利用方法の周知等「守りの金融リテラシー」と、リスクを管理しながら人生のライフサイクルを見据え、積極的に金融資産を増やす「攻めの金融リテラシー」も重要性を増している。

- 私たちは日々めまぐるしく変化していく金融の実態を把握し、幼児期から退職世代に至るまで、こうした金融教育を通じてお金の大切さを理解させるべきではないだろうか。金融教育が自分自身のみならず、国の経済発展を生み出す

ためにも貢献することが、金融教育の目的であるといえる。

第4節 日本の各段階での金融教育の内容と範囲—金融知識を定着する方法との関連において—

5 1、各段階における金融リテラシー(金融教育)の分野別・年齢階層別マップ

金融広報中央委員会が事務局をつとめる「金融経済教育推進会議」が2014年6月に公開した「金融リテラシー・マップ～最低限身に付けるべき金融リテラシーの項目別・年齢層別スタンダード（2015年改訂）」は**第2表と第3表**に示さ

10 第2表 分野別・年齢階層別金融教育（その1）

マップの主な内容 (注1)								
分野	分類	小学生 (注2)	中学生	高校生	大学生	青年社会人	一般社会人	高齢者
家計管理	適切な収支管理	社会の中で生きていく力の素地を形成する時期	将来の自立に向けた基本的な力を養う時期	社会人として自立するための基礎的な能力を養う時期	社会人として自立するための能力を確立する時期	生活面・経済面で自立する時期	社会人として自立し、本格的な責任を担う時期	年金収入や金融資産取り崩しが生活費の主な源となる時期
生活設計	ライフプランの確立とおおきくライフプランを踏まえた資金の確保の必要性の理解	必要なもの(ニーズ)と欲しいもの(ワント)を区別し、計画を立てて行動ができる	家計の収入・支出について理解を深め、学校活動等を通して収支管理を実践する	家族の一員として家計全体を意図しながら主体的・計画的に支出管理などができる	収支管理の必要性を理解し、必要に応じてアルバイト等で収支改善をしつつ、自分の能力向上のための支出を計画的に行える	家計の担い手として適切に収支管理をしつつ、趣味や自己の能力向上のための支出を計画的に行える	家計を主として支える立場から家計的な収入支出や資産負債を把握管理し、必要に応じ収支の改善、資産負債のバランス改善を行える	リタイア後の収支計画に当たって、収支を管理し、改善のために必要な行動がとれる
金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択	金融取引の基本としての素養	小学生が働き込まれる金融トラブルの実態について知り、情報を利用し選択できる力を身につける	契約の基本を理解し、売買商法等を見分け、被害に遭わないようにすることを学ぶ	契約および自己責任に関する理解を深めるとともに、自ら情報を収集し消費生活に活用できる技能を身につける	現実した情報を比較検討し、適切な消費行動をすることができる	金融商品を含む様々な販売・勧誘行為に活用される法令や制度を理解し、慎重な契約締結など、適切な対応を行うことができる	許容など悪質な者に遭わないよう慎重な契約を心がけることができる	成年後見制度の知識があり、必要に応じて専門家に相談することができる
	金融分野共通	暮らしを通じてお金の様々な役割を理解する 金利計算(単利計算)ができる	お金や金融・経済の基本的な役割を理解する 定期と金利の関係(複利計算)を知る	お金や金融・経済の機能・役割を把握するとともに、預貯金、株式、保険等、様々な金融商品の内容を理解する	金融商品の3つの特性(流動性・安全性・収益性)を理解する お金の価値と時間との関係について理解する(複利、割引現在価値など) 需要の動向、金利の動き、インフレ・デフレ、為替の動きが、金融商品の価値、実質価値、金利等に及ぼす影響について理解している			

(注1) 学校段階(小学生～高校生)においては「習得する目安」と位置づけ、今後、学習指導要領との関係や、学校現場の実情も踏まえつつ、更に検討を進めていく。

(注2) 小学生の区分は、マップ本体では「低学年」「中学年」「高学年」に区分されているが、ここでは簡便化のため、まとめて示した。

<出所> 金融経済教育推進会議、「金融リテラシー・マップ～最低限身に付けるべき金融リテラシーの項目別・年齢層別スタンダード」2015年、pp. 3～4

第3表 分野別・年齢階層別金融教育（その2）

分野	分類	小学生	中学生	高校生	大学生	若年社会人	一般社会人	高齢者
金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択	保険商品	事故や疾病等が生活に大きな影響を与えることや備えの必要性を認識している 危険から身の安全を確保する方法を身につける	社会生活には様々なリスクがあり、備にでも起こりうることを理解している リスクを回避したり、損失を防止・軽減したりするための方法を学び、実践する 保険はリスクを移転する手段であることを理解する		自分自身が備えるべきリスクの種類や内容を理解し、それに応じた対応（リスク削減、保険加入等）を行うことができる 自動車事故を起こした場合、自動車保険では補えないことがあることを理解している	備えるべきリスクと必要な金額をカバーするために適切な保険商品を検討、選択し、家族構成や収入等の変化に応じた見直しを行うことができる		高齢層における保険加入の必要性・有効性や保険の種類を理解している
	ローン・クレジット	子ども同士でお金の貸し借りはしない	ローン等のしくみや留意点について学ぶ	ローンやクレジットカードのしくみを理解し、金利の高さと返済額との関係を実感をもって知り、金利の重さを理解する	奨学金を借りている場合、自力で返済する意思をもち、返済計画を立てることができる 現在とリタイア後の住宅ニーズを考慮したライフプランを実行している	住宅ニーズを考慮したライフプランを描いている 現在とリタイア後の住宅ニーズを考慮したライフプランを実行している		リタイア後の生活の安定のために、必要に応じて負債と資産のバランスを見直せる
	資産形成商品	—	リスクとリターンの基本的な関係について理解する 貯蓄と金利の関係を知り、継続して貯蓄に取り込む習慣を身につける	金融商品のリスクとリターンについて理解し、自己責任で金融商品を選択する意識をもつ	様々な金融商品のリスクとリターンを理解し、自己責任の下で運用することができる 分散投資によりリスク軽減が図れることを理解している 長期運用には「時間分散」の効果があることを理解している	リスクとリターンの関係を踏まえ、求めるリターンと許容できるリスクを把握している 分散投資・長期投資のメリットを理解し、活用している	分散投資を行っている 定期的な投資対象（投資する国や商品）の見直しが必要であることを理解している	自ら理解できない商品への投資はしない ノーリスク・ハイリターンをうたう金融商品に陥いりをもつことができる 年齢やライフスタイルなどを踏まえ、投資対象の配分比率を見直す必要があることを理解している
外部の知見の適切な活用	外部の知見を適切に活用する必要性の理解	困ったときの対処方法や相談の仕方を身につける	トラブルに遇ったときの相談窓口を知る	トラブルに対処する具体的方法を学び、実際に行使できる技能を養う	金融商品を利用する際に相談等ができる適切な機関等を把握する必要があることを認識している 金融商品を利用するに当たり、外部の知見を適切に活用する必要があることを理解している 金融商品の利用の是非を自ら判断するうえで必要となる情報の内容と、相談しアドバイスを求める適切な機関等とを把握し、的確に行動できる			

4

<出所>金融経済教育推進会議、「金融リテラシー・マップ～最低限身に付けるべき

金融リテラシーの項目別・年齢層別スタンダード」2015年、pp. 3～4.

5

れている。「金融リテラシー・マップ」とは、「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容を具体化して、年齢層別にマッピングした（対応づけを行った）ものである。第2表と第3表は分野別・年齢階層別金融教育について、網羅的に設計されている画期的なものである。第2表と第3表のマップが、今後、分野別・階層別金融教育の標準的な指針になると予想される。したがって今後の金融教育を進めるうえで、この表を中心に据えて、金融リテラシ

10

一教育で留意すべき点を検討していきたいと思う。

2、小学校・中学校・高等学校・大学段階における金融教育の取り組みの留意点

ー『学校における金融教育の年齢層別目標』

- 5 金融広報中央委員会では、2014年6月に「学校における金融教育推進のための懇談会」を設置し、同懇談会委員等の協力により、『金融教育プログラムー社会の中で生きる力を育む授業とはー』(2007年2月発行)の改訂をはじめとして、学校における金融教育をさらに推進するために必要な事項について検討を行った。同懇談会では、『金融教育プログラム』所載の「年齢層別の金融教育内容」
- 10 の改訂を中心に検討を進め、『学校における金融教育の年齢層別目標』として取りまとめ公表した。

- 改訂に際しては、学習指導要領およびその解説、全国の学校教育における金融教育への取り組み状況を踏まえるとともに、金融経済教育推進会議が作成した「金融リテラシー・マップ」の内容についても検討対象としている。また、
- 15 学習指導要領に合わせて「関心・意欲・態度」を重視するとともに、学習指導要領やその解説に照らして該当する項目には、学習する教科等を各項目の末尾に記載している。

- このマップは、①生活設計・家計管理に関する分野、②金融や経済の仕組みに関する分野、③消費生活・金融トラブル防止に関する分野、④キャリア教育
- 20 に関する分野に分類されて考察されている。また小学校においては、低学年、中学年、高学年に3分類されている。これは基礎学力が身に付いていく段階に応じて、金融教育もきめ細かく行う必要があるとの考えに立っている。

- また金融に関する「知識（リテラシー）」を身に付けるだけでなく、物事の筋道を立て、計画し、正しく処理していく能力である「知恵（ケイパビリティ）」
- 25 も意識して、身に付ける必要があるといえるだろう。

（１）小学校段階での金融教育

- 小学校段階では、お金に係わりながら、少しずつ経験・知識・技能を身に付けていく時期であり、経済や金融についての難しい内容を教えることは困難である。
- 30 したがってお年玉、お手伝いやお小遣い、お買い物等々を通じ、お金に触

れることからスタートし、自分自身でお金を管理できる能力を身に付け、生きていくうえでお金がどのように役立つのかを意識づける教育が必要である。そのためには「小遣い帳」を付けさせるのも良いだろう。またクラスのグループで、調理時間にカレー等の料理を作らせるのも、限られた予算でどのように工夫するかを身に付けられるだろう。また夏休みの地域の合宿も有効に使いたい。さらに人生ゲームなど金銭感覚を養うことも効果的ではないだろうか。評価としては「小遣い帳」の継続的記帳や金融教育への積極的な参加で判断したい。

(2) 中学校段階での金融教育

- 10 経済や金融の仕組みを理解させるとともに、社会で実践できるような高度な技術や知識の習得よりも、お金が日常の生活で非常に重要な要素となっていることに気付かせ、自分自身の生活にどのように影響を及ぼしているのかを捉えられるようにすることを目標とすべきではないだろうか。

- 15 例えば地域の商店と連携して、実際に「売り手・買い手」に分かれて販売ゲームを行い、働くことの喜びや大変さ、お金の価値や重さを実感させるのも一案である。また学内で疑似通貨と商品に見立てた玩具を使って、お金の授受を行うケーススタディも有効だろう。お金は自分で動かすものだとの実感を得ることで、急速に社会性が増す中学校段階で、金融リテラシーを本格的に学び始めるきっかけづくりになるのではないだろうか。また金融広報中央委員会作成の易しく編集されたパンフレットのクイズに挑戦させるのも良いことだろう。

20 (3) 高等学校段階での金融教育

- 中学校で学んだ経済・金融に関する知識を、より具体化した事例の中で体感、観察させる必要がある。金利の知識や返済方法、社会保障、保険、銀行の基本的な役割、税金の種類、奨学金やローンの仕組み、トラブルに対処できる具体的方法等々、経済・金融に関する知識を具体的に理解することが求められる。
- 25 そして理解しにくい内容は、グループワークを通じて興味や理解を深めることも有効である。また地域の行政機関や金融機関の職員を招いて学習会を開き、その内容の発表会をすることは学習効果を高めることにつながるだろう。

- 高校生は、社会人として自立するための能力を身に付ける重要な時期でもあり、実際に行動できる技能を習得することが求められることになる。評価は
- 30 「高・大学生のための株式学習コンテスト 日経STOCKリーグ」や「日経テス

ト」への参加が考えられる。

(4) 大学段階での金融教育

大学生段階でも、基本的には高校段階の金融教育と同じことがいえる。ただ奨学金を受給している学生が多く、貸与奨学金制度を題材にした実践的金融教育は実行可能性が高いかもしれない。

(5) 社会人への金融教育

後述するように、行政や銀行、証券会社、保険会社、NPO等々を通じての金融リテラシー教育の充実が早急に図られるべきであろう。

(6) 教員の金融教育時間確保と金融教育教材問題

- 金融教育のためのまとまった時間を確保するのは、現状ではなかなか困難である。年6回ぐらい、家庭で生徒と父兄が相談しながら仕上げていく形式の低学年・中学年・高学年用の『金融読本クイズ』等を、文科省の予算で専門家に作成してもらう。そして各家庭や学童保育所で『金融読本クイズ』を解き、後日その解説を専門家に、低学年・中学年・高学年別に体育館や校内放送で行ってもらうのも一案である。家庭を金融教育の場として大いに利用すべきである。

3、金融教育のあるべき姿および各セクターの関係

(1) 金融教育の核としての学校教育

- 金融教育に取り組む場として核となるのはやはり学校である。その第1の理由は、学校では教育の専門家により体系的に教育が行われるからである。教育の専門的な技術と児童・生徒・保護者の信頼関係の下で、最も効果的・総合的に教育を行うことのできる場は学校教育において他にない。

- 第2の理由は、学校は社会に出る前のすべての児童・生徒が教育を受ける場であるからである。金融教育は、お金を適切に扱う知識や技能を知り、トラブルを未然に防止するとともに、合理的で豊かな選択と意欲をもって生きる力を養うものである。そうした教育は、すべての子どもたちが社会に出る前に受けておくべきものであり、そのためには学校教育によることが必要となる（金融広報中央委員会、「学校、家庭、地域等の連携の必要性」（2018年10月1日アクセス。<https://www.shiruporuto.jp/>）

- (2) 家庭や地域等の支援

金融教育の次の担い手としては家庭が挙げられる。家の手伝いをする、お金の使い方について一緒に考える、家の収入はどこからくるのかを教える、家庭の収入や支出について知る、自分の将来について話し合う、親の生き方や職業観を学ぶなど、家庭には金融教育の題材がふんだんに用意されている。保護者はそうした場面を意識的に活用して、子どもたちにどうお金と付き合っていくべきかを考えさせることができる。

また、学校において金融教育を進める上でも保護者が学校の方針を理解し、積極的に協力することが、金融教育を有効で実りあるものにするために極めて重要である。学校側でも家庭の協力が得られるよう積極的な働きかけが必要である。

第 19 図 各セクターの相互関係



< 出所 > 金融庁ホームページ、2018 年 10 月 1 日アクセス

[\(https://www.fsa.go.jp/\)](https://www.fsa.go.jp/)

さらに地域の支援も大切である。地域は子どもたちが触れる最も身近な社会である。そこで子どもたちは親や教師とは違う様々な人とふれあい、その人の生き方や社会のしくみ・はたらきを知る。また、学校において金融教育を進める上で、子どもや教師より現実の経済をよく知っている地域の人たちが協力してくれることは、教育内容に実感をもって伝える上で大いに寄与する。さらに学校において職場体験等を実施する際には地域の協力は不可欠の条件となる。

金融教育を進める様々な機関や団体の協力も、大きな力となる。特に金融というやや専門的な分野に関しては、そうした専門家のサポートは現場の教師が自信をもって教えていく上で大きな支えとなる。

- 5 このような関係を図示したのが、**第 19 図**である。これは金融庁のホームページに掲載されていたものであるが、家庭、学校、地域、関係機関といった各セクターの相互関係について簡潔にまとめられている。

4、金融教育・証券知識の普及活動

（１）金融教育への行政の役割

- 10 ①我が国における行政の金融教育への取り組み

現在、我が国の行政が金融教育に関する働きとして行っていることは大きく3 つに分けられる。それは①学校教育②生涯学習③イベントなどである。その中で最も重要とおもわれるものが学校教育である。学校教育は金融教育を国民に普及させる第一段階として、政府が主導で行っていく必要があるものである

15 と考えられる。

① 学校における金融・経済教育の実態調査の総括

- しかし、第3節で考察したように、学校での金融教育の必要性を感じながらも、学校の現場では金融教育を十分に実施できてないところが多かった。投資教育を含む金融教育を行う上での問題点として、教育現場からは「時間的余裕
- 20 がない」などの授業編成、カリキュラムなど制度上の問題点と、「教員が学ぶ機会がないまたは少ない」、「利用可能で適切な教材・指導書がない」など周囲によるサポートの不足感も大きかった。また「教育関係者の問題意識が広がっていない」という点も指摘されている。つまり、このような状況の中で金融教育に取り組んでいる教員はあまり多くなく、現場で時間繰りや自らの教材工夫な
- 25 どによってなんとか行っているのが実態である。

- 金融経済教育の確実な実施のための具体的案としては、「金融経済の標準的なテキストを作成する」、「金融・経済を必須科目として独立させる」、「具体的テーマを指導要領に入れる」、「金融理解の研究制度を設ける」などが挙げられる。
- 金融教育のための十分な時間を確保するためには、国語や数学といった主要科
- 30 目並みの重要性を与える必要がある。人が生きていくために、金融教育は不可

欠であるからである。

そこで、今後金融・経済教育を推進していくにあたり、以下の二つの課題が挙げられる。一つは、文部科学省を中心とする金融・経済学習を実施する体制の整備である。現場で個々の教員が行っている工夫に頼る方法では限界があり、
5 逆に自由な工夫により授業を行っていることが学習指導要領を形骸化させるとの懸念を持たれかねない。そのため、高等学校公民科の中に『金融経済』の新設ないし現代社会の中での金融経済分野の充実や、中学校社会科での公民的分野での金融経済教育の充実が求められる。文部科学省がそのリーダーシップをとることで、教員の金融・経済教育に対する必要性の認識に対処することができるとともに、カリキュラム全体を組み直す過程で「時間がとれない」という問題も緩和されることになろう。

しかし、金融教育重点化の際に留意すべきことは二つある。

第1は、投資教育（ただ単に投資を促そうとする教育）として教育するのではなく、あくまで金融教育として教育することである。つまり、ただ個人投資家を増やすために、投資のメリットばかりを強調してしまうと、拝金主義を助長する結果に繋がりにくい。ゆえに、小学校時代から金融全般に関して、長いスパンで段階を踏んで教育し、最終的に、個人の資産保有の手段として貯蓄だけでなく株式や債券などがあることをそれぞれのメリット・デメリットと共に教育しなければならないと考える。そのような知識を十分に与えたうえで、
15 個人が自己責任のもと、自分の判断で自己の金融資産の保有形態を選択できるようになることが金融教育の義務化のゴールであるといえる。

第2に、英語教育の二の舞を踏まないようにすることである。平成14年から、英語教育改革が盛んに叫ばれてきたが、現状では中学・高校と6年間英語を学習しても、英語教育自体が実践に即していないため、いざ英語を喋れといわれても、喋れない人々が大多数である。「金融教育を施しても個人投資家が増えない」では全く意味がないので、その英語教育での失敗を踏まえたうえで、より実践に即した教育を考案しなければならない。具体的には、ケーススタディを多く取り入れたり、ゲームやシミュレーションなどの体験教材を導入したりして、子どもたちに考えさせる機会を十分に与える、などが考えられる。

30 このように国語や数学と同じように金融教育を受けられる制度を作ること。

各省庁などと協力して国民が学習できる場を設けること。その他に個人投資家が信頼を持って利用できるインフラを整備することが政府の役割でないかと考えられる。全般的な学力低下の現状では、理解できるまで繰り返し金融教育を行える、十分な時間の確保が必要である。また教育効果を評価するために「振り返りテスト」や「金融リテラシーコンテスト」の学級内、学校内、地域内、全国的な規模での実施も検討されるべきである。

(2) 金融教育への金融機関等の取り組み

狭義の金融機関は銀行をさすことが多いが、広義では銀行、証券、保険を含む概念と定義されている。ここでは広義の金融機関について考察したい。

① 証券会社

証券団体では、小学校から社会人までをカバーした取り組みを行うとともに、あわせて教員向けの支援も行っている。

学校の先生や児童を対象として、学校教育から生涯教育までを視野に入れ、経済・金融・証券市場の仕組みと役割を理解し、株価を通じて政治や経済社会への関心を高めるために株式会社ゲームや、Web教材「証券クエスト」を提供し、株式学習ゲーム説明会（教員対象）の開催などを行っている。さらに教員に、経済・金融教育の重要性への理解を喚起する機会を提供するために、インターンシップや夏期講習会などを行い、多角的に証券知識の普及・啓発活動を推し進めてきている。

② 金融団体（銀行、信託協会、生命保険センター、日本損害保険協会）

金融団体の中で銀行では、3大メガバンクを中心に、ホームページ等でライフ・プランニングや確定拠出年金等々金融教育について広報している。

また信託協会では、信託の仕組みや信託商品などをわかりやすく紹介したパンフレットを提供しているほか、大学への「信託法講座」の寄付や講師派遣、教員の研修の受け入れを行っている。

保険関係では、生命保険文化センターが、生命保険の歴史や役割解説のパンフレット、ビデオ教材を提供しているほか、高校生向けに将来向けの生活設計や経済社会の仕組みや消費者としての自覚の学習を目的としたパンフレットを提供している。

日本損害保険協会は、損害や事故への備えや損害保険の仕組みについて解説したパンフレットを提供している。なお、生命保険文化センター、日本損害保険協会とも、大学や高校への講師派遣を行っており、それぞれ生活設計と生命保険、損害保険の基礎などをテーマに講義を行っている。

5 以上のような取り組みを行っているが、メリットもあればデメリットもある。

メリットとしては、実務経験を持った専門家がより実践的な教育を行い、興味を持たせることができることである。金融機関自体にも、そのようなメリットはある。積極的に取り組むことで、地域社会におけるCSR（企業の社会的責任）の面での評価を高めるだけでなく、将来の顧客開拓にも繋がる可能性がある。また、地域産業の理解や職場体験を通じた職業観の育成などから、創業や起業に発展する可能性もあり、地域経済の活性化にも寄与することも考えられる。

10 デメリットとしては現在、証券会社が中心になって金融教育を熱心に行っている場合が多く、そのために株式投資へ誘導させているように連想させてしまう傾向がある。

とはいえ金融機関の金融教育は、政府が主体として行っているわけではなく、個々の金融機関が社会人や主婦などの生活者を対象とした教育を中心となっていながら、政府の活動をサポートしているといえる。政府が主導して、金融教育に熱心な諸団体に対する支援、中小企業の資本市場参加の仕組みづくりや子ども基金などを設立し、参加しやすい環境を作る必要がある。「貯蓄から投資へ」に続く、「安全で安心な豊かな生活作り」といった新しい金融経済教育に対するビジョンを提示する役割が金融機関にあると考えられる。

（３）金融教育へのNPOの役割

25 NPOによる金融教育の特徴としては、現在、証券業経験者やファイナンシャル・プランナー、教授などが中心となり設立した団体が多いためか、一般の人を対象としたものが多い。具体的な形式は、講演会や講師派遣などが多い。

「日本ファイナンシャル・プランナー協会」（NPO）では、消費者向けの行事（FPフォーラム、講演会など）を開催やFP講師の紹介、さらには「これなら分かる生活設計の手引き」という家計管理ベースに生活設計が出来る解説

書 (https://www.jafp.or.jp/kojin/info/essay/essay01/files/essay01_5.pdf) を配布したりしている。

また、「証券学習協会」(NPO)では、一般投資家を対象に独自の「証券教室」を開催したり、地域や団体の要望で株式や投資信託などの講師を派遣したり、
5 「投資するリスクとしないリスク・証券の知識」という冊子を配布したりしている (<https://www.npo-shoken-g.jp/>)。

「金融知力普及委員会」(NPO)では、金融の知識が身に付けられる通信講座を運営しており、レベルに合わせて3ステージに分かれ、必修科目と選択科目の両科目で所定の単位を満たすと金融知力検定試験にチャレンジできるという仕組みになっている (apfl.or.jp/)。

{金融財政事情研究協会}(社会法人)では、実務に密着した実践的なカリキュラムの通信講座を用意している (www.kinzai.or.jp/)。

「投資と学習を普及・推進させる会」(NPO)では、証券取引等に精通した証券界のOBを中心とした証券カウンセラーや投資クラブ相談員を地域のコミュニティやカルチャーセンター、投資クラブに派遣し、講義や質問を受け付けるなどしている。

このように、NPOが主体となって教育をする場合、(i) NPO自体が教育をする方法と、(ii) NPOが小中高などの仲介役となって専門家や知識人を派遣する方法があると考えられる。

前者の(i)の場合、やはり組織する人間は、教授や証券会社OB、ファイナンシャル・プランナーなどが増えると思われるが、専門知識を持っているという点で信用性があるというメリットもある。デメリットとしては、教育を受ける者の内情が理解しにくかったり、講演会などの形式を取る場合は多数を相手にするので、つながりが一時的または希薄なものになってしまうことも考えられる。

後者の(ii)の場合は、経済・金融の分野に絞らず、就業や人権の教育など幅広く扱うことで、学校側のニーズや運営の面でも存在意義があるだろう。独自のプログラムを作成したり、その地域の実情に合わせて講師を選択する力を持ち合わせている場合が多いようである。

30 上述のNPOの活動を見る限り、NPOは金融機関と同じように政府では行

いきれないようなことをカバーしているように思われる。またファイナンシャル・プランナーを通じて、金融経済教育において必要な実践の場へと導いてもいる。このような役割がNPOにあると思われる。

5

第5節 欧米諸国の金融リテラシー教育の目的・目標とその実態

1. はじめに

近年、先進国において、金融イノベーションの進展等に伴う金融商品・サービスの多様化・複雑化の中で、金融教育に対するニーズが高まりつつある。米国、英国などの国々では、近年金融教育に関する国家戦略を策定し、国家レベルでの活動目標の決定や金融教育機関の連携体制の整備などに積極的に取り組んでいる。また、欧州委員会もEU（欧州連合）加盟国に対して金融教育の普及を奨励している。このように日本よりも進んでいる欧米諸国の金融教育の実態を明らかにしながら、金融教育について考えてみたい〔日本証券業協会、『「海外における金融経済教育」の調査・研究」報告書（https://goodway.co.jp/fip/htdocs/jo2eusz8a-303/?block_id=303）2014年9月、参照〕。

2. アメリカの金融教育について

アメリカにおいては、1990年代までは経済教育に重点が置かれてきたが、2000年頃から、金融教育により力を入れているようである。この背景には、若年世代の学力低下や、貯蓄の意義やクレジットカードの上手な利用など家計管理に関する知識の欠如等による個人破産の増加等があるものと考えられる。アメリカ型金融教育は、投資学という考えに基づき、多くの主体が綿密に連携しながら金融教育を行っている点に特徴がある。特に大きな出来事として、NPO法人へ支援を行う経済教育法の成立や、2003年に「金融リテラシー・教育委員会」が設立された。これにより国が政策レベルでの金融教育の促進・調整を行うようになったほか、一般人向けの金融知識・教育に関する窓口が設けられた。さらにアメリカの金融教育では若年層の教育に力を入れている。

（1）学生や一般人に対する金融教育

学校では7つの州で金融教育関連の科目が必修となっていることや、高等学校段階では金融政策についての授業がカリキュラムに組み込まれており、選択履修となっている金融の授業を全米の高校生の20%が履修している。実践的な教育の手法を用いて、金融取引の疑似体験などを教育の中で行っているため、

5 投資教育に近い金融教育といったイメージがある。アメリカの取り組みは、様々な主体が連携し合いながら、学校教育での投資学に基づく金融教育に力を入れて取り組んでいる。

さらに、企業による従業員向けの金融教育もかなり一般的になっている。その形態は、従業員向けのセミナー、企業年金制度の概要を紹介したパンフレット類、従業員向けのニュースレターなど様々である。学校組織や企業組織でカバーされない人々への金融教育の機会も豊富に用意されている。退職者や女性であっても、自ら望めば十分な教育を教授することができる。

10

また、少数人種やガン患者などの特殊な境遇の人々は、一般と異なった経済的ニーズを抱えているため、一般的プログラムでは対応しきれない。しかし、

15 アメリカでは、こうした特殊ニーズに対応しようとする動きが自発的に現れている。このようにアメリカでは、教育現場とNPO、政府等との相互の連携・協力体制が充実している。

(2) アメリカにおける金融教育の推進活動

アメリカの経済教育・金融教育は、民間の非営利組織が中心となっていて行っている。また、教育は州の専管事項であることから、連邦政府では州の経済教育・金融教育を後押しするための法律の制定等を行っている（全国銀行協会「金融経済教育の一層の充実に向けて」2018年10月3日アクセス（www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news200229_1.pdf）

20

② 民間（非営利組織（NPO）・個別銀行・業界団体）の取り組み

全米経済教育協議会「NCEE」、ジャンプスタート個人金融連盟「Jump\$tart」等の非営利組織（NPO）が、教材の開発・配布、教員研修等の活動を積極的に行っている。銀行界の取り組みをみると、個別銀行では、例えば、CITIグループはホームページ等を通じて10代向けに金融教育教材の提供等を行っている。また、バンク・オブ・アメリカはNCEEへの資金援助や教材の提供等を行っている。また、

25

30 また、業界団体である米国銀行協会（The American Bankers Association）が創設

した財団では、中高生が貯蓄について学ぶための教材提供や、「子供に貯蓄を教える日」を設け貯蓄の意義を訴える活動等を行っている。なお、CRA(Community Reinvestment Act) との関係では、銀行は、地元の学校に行員を派遣し、貯蓄やクレジットカード等の基礎的な教育を行い、金融リテラシーの指導ができるよう教師の再教育に協力する活動を行っており、こういった活動に積極的に対応することは、地域社会における銀行の評価を高めるとともに、CRAの評価にもつながっている。

③ 連邦政府の取組み

財務省は金融教育を推進するため、すでに2002年5月には、金融教育室(the Office of Financial Education)を設置している。同室では、全ての米国人が個人金融管理の全ての分野で、特に、貯蓄やクレジットカード管理、住宅保有、退職計画について、より賢い選択をする手助けとなる金融教育教材へのアクセスを促進するための活動を行っている。なお、金融教育室の取組みについては、後述する金融リテラシー教育委員会との間で調整を行っている。

そしてFRBは、経済教育・金融教育を推進するため、専用ホームページ(Federal Reserve Education) を開設し、高校生、大学生、一般人向けの教材提供や、教員向けにNCEEやJump\$tartが作成した教材の提供を行うなどの活動を行っている。

(3) サブプライムローン証券大暴落問題と金融教育の新たな課題

2008年9月15日に発生した全米第4位の証券会社リーマン・ブラザーズの破たんにより、アメリカのみならず全世界に保有されていたサブプライムローン(低所得者向け住宅ローン)証券大暴落問題を契機に、アメリカでは金融教育に対する関心が一段と高くなった。その一方で、金融教育関係者にとってサブプライムローン証券大暴落問題の拡大は、金融教育の恩恵に余りあずかることができなかった消費者が、モーゲージ(住宅抵当証券)・ローンの不適切な利用に巻き込まれてしまったことを意味しており、アメリカ国民全体の金融リテラシーの向上という金融教育の目標が十分には達成できていなかったことを示した、ともいえる。このような事態を改善していくために、アメリカ金融教育の主な課題は、教育コンテンツの新規開発などから、情報を必要としている消費者に対して効果的・効率的にアプローチしていくという問題へとシフトしつつ

ある。言い換えれば、金融教育によって、金融情報を単に「提供」するに止まらず、情報をいかに必要な消費者に「送り届ける」かに関心が移ってきているともいえる。

5 3. イギリスの金融教育について

イギリスで行われているイギリス型金融教育は、金融サービス機構（FSA）が「金融に関する消費者教育」の中核的役割を担っており、FSAを中心として他の官庁や民間団体と連携し合いながら、金融教育活動を行っている点に特徴がある。イギリスでは、金融経済教育は一般教養に分類し、消費者教育といった形で行われている。イギリスの取り組みは、政府が主導の下に一般教養として、幅広い年齢層に対して消費者教育を行っており、特に社会人に対する消費者教育は充実している（大橋善晃「FSA 主導による「金融に関する消費者教育」への取り組み」2018年9月30日アクセス (iss.ndl.go.jp/books/R000000004-I10184145-00)。

15 (1) 学生や一般人に対する金融教育

2002年9月から正式に学校教育に取り入れられており、14歳～16歳の学生は金融システムのあり方を含む経済の授業が必修となっている。また、イギリスの消費者教育は、学校での教育だけではなく、社会人に対しても教育が行われている。これは学校教育での消費者教育に限界があることや、すべての人に消費者教育を施すためである。主にウェブサイトや消費者向けの刊行物を発行・配布することで社会人に対する消費者教育を行っている。さらに最近では、「政府と金融当局が協力し、総額2千750万ポンド（約58億円）を投じて学校で金融知識を学ばせる3カ年計画を導入すると発表した。住宅投資やクレジットカードなどで個人が抱える過剰な借金が社会問題化しており、社会人になる“心得”として4～19歳まで年齢に応じた金融教育を施す。また消費者が資産運用の基本知識や助言を受けられる体制作りを目指す」と発言し消費者教育の強化を図っている。

(2) イギリスにおける金融教育の推進活動

① 教育技能省および学校における金融教育の取り組み

金融教育の起源は、2000年7月に日本の文部科学省に相当するDES（教育技能

省)が、学校向けガイドブック「個人金融教育による金融能力」を発行しており、学校では、すべての学年において、このガイドブックにしたがって金融教育を実施することとされている。なお、ガイドブックでは、児童・生徒を年齢によって4つのキーステージに分け、段階に応じた金融教育の実施を定めている。

- 5 金融教育を行う教科としては、数学、情報通信技術科 (ICT)、個人・社会・健康教育 (PSHE)、シチズンシップなどが挙げられている。

そして2002年8月からは、12歳～16歳 (キーステージ3および4、中学生)において、「シチズンシップ」が必修科目となったが、この「シチズンシップ」の教育内容に「金融教育」が含まれているため、金融教育が必修科目とされた。

- 10 また2008年から、「金融教育」をさらに充実させるとの方向が打ち出されていたが、サブプライムローン問題発生により、金融教育は一層推進されることとなった。

② 財務省の取組み～子供信託基金 (The Child Trust Funds)

- 子供信託基金 (The Child Trust Funds) は、政府 (財務省) が設けた長期の貯蓄と投資イニシアチブで、2002年9月1日以降に生まれた子を対象とし、子が成年期に達したときに財政的に有利な機会を与えるとともに、お金をどう利用するかについて学べるように設計されている。子ども信託基金の基本構造は、財務省が、一定の要件を満たした家庭 (低収入または生活保護受給) の子に対して250ポンド (約6万円、1ポンド=245円) を支給し、支給を受けた子の親は、子のために市中の金融機関に預金口座を開設するとともに、その預金口座を管理 (運用方法の選択・変更等) するものである。また、1年間1,200ポンド (約30万円、換算レート同じ) を限度として、新たに追加して預け入れることもでき、運用益については非課税扱いとなっている。子が成長し、16歳になると預金口座の運用を引継ぎ、18歳になると引き出すことができるようになる。
- 25 引き出したお金の使途は問われない。

③ 英国FSAにおける取組み

- 英国のFSAは、2002年に「金融知識向上グループ」 (Financial Capability Steering Group) を発足し、「金融能力に係る国家戦略」 (National Strategy for Financial Capability) を策定した。この国家戦略は、FSAが中心となって、政府、金融サービス産業、および非営利団体等と協力して、国民の資産運用の
- 30

ための知識と理解を促すことを目的としている。

④ NPO法人における取組み

英国では、金融教育の取組みにおいて、NPO法人も重要な役割を担っており、学校教育における金融教育においては、PFEG: Personal Financial Education Group (個人向け金融教育グループ) が中心的な役割を担っている。PFEGは、小

④ 国銀行協会 (BBA) における金融教育の取組み

そして2006年11月28日、BBAは学校における金融教育について、PFEG等のNPO法人を通じて支援することを発表した。これは、英国下院財政委員会 (Treasury Select Committee) が、金融教育に取り組むPFEG等のNPO法人への補助金支給を決定したことに賛同したものである。さらにリーマンショックを受けて金融教育は一層強化されている。

終わりに

上記からわかるように、アメリカ、イギリスともに行政が積極的に金融教育にかかわっている。日本では第3節で考察したように、文部科学省や金融庁、金融広報中央委員会、銀行や証券等々で行われている。しかし金融教育を体系的に実施するための指針や、学習段階別に目標を設定したカリキュラムもない。そのため、独立で金融教育を普及させようとする関係団体は、その内容が統一されておらず、消費者のニーズや知識レベルと合致していない場合が多い。必ずしも欧米のやり方がうまくいくとは限らないが、国際社会の中で日本が生き残っていくためにも、国家レベルでの有効な金融教育の普及・強化を考えてい

従来の金融教育は、消費者にいかに情報を伝達するかに重点が置かれていた。しかし情報を与えられた消費者がどのように行動するかを十分に考察し、それを踏まえて、さらに金融教育を行うという「行動経済学」からみた視点も、さらなる金融教育の実質化には有益であるといえるだろう。

【参 考 文 献】

- (1) 有馬敏則『内外経済経営リスクとリスク管理』滋賀大学経済学部研究
叢書第47号、滋賀大学経済学部、2012年3月。
- 5 (2) 伊藤宏一「金融リテラシーから金融ケイパビリティへ」（『FPジャー
ナル』2011年11月号 日本FP協会。
- (3) 伊藤宏一．「金融ケイパビリティの地平－『金融知識』から『消費者
市民としての金融行』へ－」『ファイナンシャル・プランニング研究』
2012年 No. 12、p. 39, jasfp.jp/img/file53.pdf」
- 10 (4) 伊藤宏一「金融「教育をめぐる国内外の状況と課題 ― 『金融知識』
から『消費者市民としての金融行動』へ ―」2012年11月8日、
<https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/gijiroku/20121108/04.pdf>」
- (5) 伊藤宏一「金融経済教育をめぐる国内外の状況と課題」『国民生活』
2016年5月、
- 15 (6) 福原敏恭「行動経済学の金融教育への応用の重要性」金融広報中央委員
会 2012年3月、<http://www.shiruporuto.jp/index.html>
- (7) 福原敏恭「行動経済学の金融教育への応用による消費者の学習促進と
行動改善」金融広報中央委員会、2012年11月。
<http://www.shiruporuto.jp/index.html>
- 20 (8) 服部茂幸『偽りの経済政策―格差と停滞のアベノミクス』岩波書店、2017
年5月
- (9) 橋本俊詔『格差社会―何が問題なのか』岩波書店、2015年7月。
- (10) 八代尚宏『新版・日本経済論・入門』有斐閣、2017年3月
- (11) 大橋善晃「FSA 主導による「金融に関する消費者教育」への取り組み」
2018年9月30日アクセス (iss.ndl.go.jp/books/R000000004-I10184145-00)。
- 25 (12) 厚生労働省ホームページ 2018年10月1日アクセス
<https://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/finance/popup1.html>
- (13) 金融経済教育を推進する研究会 「中学校・高等学校における金融経済
教育の実態調査報告書」(2014年4月 2018年10月1日アクセス
www.jsda.or.jp/manabu/kenkyukai/content/report_jittai.pdf)

(14) 日本銀行「資金循環の日米欧比較」2018年8月14日発表、2018年10月1日アクセス (<https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjhiq.pdf>)

(15)貯蓄広報中央委員会「金融教育プログラム」(2015年改訂版)

(<https://www.shiruporuto.jp/public/data/survey/program/program02/program202.html>)

5 (16) 警察庁ホームページ 2018年10月8日閲覧

(<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/higaijoukyou.html>)

(17) 金融広報中央委員会ホームペ <http://www.shiruporuto.jp/index.html>

(18) 長野県警察ホームページ、2018年10月8日閲覧。

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)

10 (19) 日本証券業協会、『「海外における金融経 20 済教育」の調査・研究」報告書
(https://goodway.co.jp/fip/htdocs/jo2eusz8a-303/?block_id=303) 2014年9月、参照]。

(20) 金融庁ホームページ、2018年10月1日アクセス (<https://www.fsa.go.jp/>)

(21) 日本銀行ホームページ <http://www.boj.or.jp/>

(22) 政府広報オンライン、2018年10月8日アクセ

15 (<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201404/1.html>),

(23) 全国銀行協会「金融経済教育の一層の充実に向けて」2018年10月3日アクセス (www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news200229_1.pdf)